

立証不能の申し立てが里親に与える影響

Gillian Plumridge および Judy Sebba

The Rees Centre for Research in Fostering and Education University of Oxford*

(オックスフォード大学、リーズ里親養育・教育研究センター)

*本研究は、FOSTER TALK および SIR HALLEY STEWART TRUST の支援を受けた。

謝辞

今回の研究にご参加いただいた自治体、独立型里親委託支援機関者¹、マネージャー、ソーシャルワーカー、そして特に里親の皆さまに感謝いたします。これは重要でありながらデリケートな内容です。研究の参加者は、将来の政策と実践の両方への情報提供に役立つ、より良いエビデンスを提供することとなります。

本報告書の草稿に対するコメントは、Nina Biehal 教授、Lynne Blencowe 氏、Richard Brandford 氏、Jason Brown 教授、Robbie Gilligan 教授、Louise Horne 氏、Sara McLean 博士、Ellie Ott 博士、Mally Priddy 氏、Jackie Sanders 氏、Ian Sinclair 教授、Caroline Thomas 博士、Jane Vellacott 氏、Jade Ward 氏よりいただきました。ご協力に、心より感謝いたします。

また、リーズセンターの同僚の皆さま、特に Mariela Neagu 氏、Nikki Luke 博士、Andrea Diss 氏、Sally Winiarski 氏のご支援にも感謝いたします。

本研究は、FosterTalk より委託を受け、FosterTalk と The Sir Halley Stewart Trust より共同で資金提供を受けましたが、本報告書に記載されている見解は著者のものであり、必ずしも資金提供者のものではありません。

2016 年 7 月

© REES CENTRE

ISBN : 978-0-9934738-6-9

eISBN : 978-0-9934738-7-6

本報告書は早稲田大学社会的養育研究所がオックスフォード大学 Judy Sebba 教授から許可を得て、原著 Impact of unproven allegations on foster carers (2016) を日本語訳したものです。日本語訳作成をご快諾いただいた Judy Sebba 教授、監訳チームで本論文をご担当いただいた山梨県立大学の高石啓人講師、そして本事業に助成していただいた日本財団に心より感謝申し上げます。

早稲田大学社会的養育研究所
所長 上鹿渡和宏

¹ 監訳者注。公的機関以外の里親委託サービス機関を指す。民間機関の場合もあれば、ボランティア団体であることもある。独立系里親委託機関は、公的機関と契約を結んで里親への委託を行う。

目次

要旨	3
背景	3
方法論	4
主な知見と結論	5
さらなる研究のための提言	7
主な研究	9
背景	9
目的と目標	13
方法論	14
主な知見	16
里親の特徴	16
子どもたちの特徴	19
委託の特徴	21
申し立て後のプロセス	22
申し立て後の結果	29
申し立て後の里親養育の結果	29
申し立てが立証不能として終結した場合の里親とその家族への影響	34
経済的影響	43
立証不能の申し立てがなされる要因	44
申し立てに関する里親への研修の実施	49
本研究の限界	57
結論	58
教育省、ASSOCIATION OF DIRECTORS OF CHILDREN’S SERVICES、オフステッドへの提言	64
里親委託支援機関への提言	64
ソーシャルワーカーへの提言	65
さらなる研究のための提言	65

要旨

背景

2015年3月31日時点で、英国には44,625の里親養育世帯があり、過去12ヶ月間に、里親に対して2,420件の申し立て（身体的虐待58%、精神的虐待19%、ネグレクト15%、性的虐待8%）が提起された²。英国では、里親に対する申し立てを調査する法的枠組みは、1989年児童法第47条に定められており、「重大な害」にさらされていると考えられる子どもの状況を調査し、照会する義務を自治体に課している。里親に対する国の最低基準³は、申し立ての調査中に里親がどのように扱われ、支援されるべきかを規定しており、独立型支援の提供、プロセスに関する情報提供と助言、感情的な支援、また必要に応じて里親と里親養育サービスの間の調停などが含まれている。

Nuffield Foundation が資金提供した虐待の申し立てに関する文献レビュー（Biehal および Parry、2010）では、里親養育におけるマルトリートメントについて、立証された申し立てと根拠のない申し立ての両方に関連する問題を評価する研究が喫緊に必要であると指摘されている。これを受けて、National Society for the Prevention of Cruelty to Children (NSPCC) は、Biehal ら（2014）に委託して、里親養育や居住施設における養育で確認された虐待やネグレクトの程度や性質に関する研究を実施した。しかし、立証不能として終結した申し立て（裏付けのないもの、根拠のないものの両方を含む）について、里親の処遇や里親への影響を調査した最近の発表はないようである。

2014年、FosterTalk⁴ は、リーズセンターに委託して、立証不能として終結した事例における申し立ての影響に関する予備的研究（Dyson および Sebba、2014）を行った。FosterTalk から、2013年の会員の匿名記録37件が提供され、そのうち7人の里親に面接を行った。予備的研究では、里親には、申し立てについて知らされた時点で、調査がどのように行われるか、およびその進捗に関する知識が不足していることが明らかになった。里親らが参加した研修（セーフガーディングコース⁵）では、里親の家庭外の人物による虐待の申し立てに焦点が当てられており、自分が申し立ての対象となった場合の対処法についてはほとんど議論されていなかったと述べている。申し立てが里親に与えた影響は、家族の離散、収入の喪失、後々の健康状態の悪化など、甚大なものであった。予備的研究に参加した里親のほとんどは、これらの事例が立証不能として終結したにもかかわらず、すぐに、あるいは翌年中には里親養

² https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/522126/Fostering_in_England_2014-15.pdf

³ <https://www.gov.uk/government/publications/fostering-services-national-minimum-standards>

⁴ FOSTERTALK は、英国の3万人以上の里親養育者里親に支援サービスを提供する会員制組織である。このようなサービスには、英国の里親養育に関心のある人や里親養育者里親のための無料ヘルプライン「FOSTERLINE」や、申し立てや深刻な懸念がある場合に、里親養育者里親に対面で支援を提供する「FOSTER CARERS INDEPENDENT SUPPORT SERVICE (FISS)」などがある。

⁵ 監訳者注。原文では safeguarding courses。

育を断念していた。

FosterTalk は、この追加研究を委託し、慈善団体である Sir Halley Stewart Trust ⁶と共同で資金を提供した。本報告書では、その研究で得られた知見を中心に紹介する。

方法論

本研究は、里親養育サービス、自治体、警察による、申し立てへの対応方法を改善するために、立証不能の申し立てが里親に与える影響を調査することを目的としている。本研究の目的は、今後の里親への研修や支援の参考にするとともに、申し立てをする可能性の高い若者の特徴や、関係する里親の特徴を可能な限り特定することにある。

具体的な研究課題は以下の通りである。

- 里親に対して根拠のない申し立てがなされることに寄与する要因は何か？
- これらの要因とその結果を、防ぐまたは軽減する方法は何か？
- 申し立てにつながりそうな状況への対処法について、里親にはどのような研修が提供されているか？
- 里親養育のキャリアのどの段階で、この研修を実施すべきか。
- 申し立てが立証不能として終結した場合の里親とその家族への影響は何か？
- 申し立て後、里親は独立型支援を受けているか、その場合はどのような様式で受けているか？
- この支援は、調査プロセスに関する彼らの経験にどのような影響を与えるか？
- 申し立てが生じた場合、里親に提供される処遇や支援の一貫性と質を向上させるものは何か？

研究は2つのフェーズで実施した。

フェーズ1：里親委託支援機関が保有する記録の二次データ分析

本研究では、里親委託支援機関（自治体および独立型提供者）に参加を要請した。参加者には、匿名性と機密性を確保した上で、（事件からある程度の時間的距離を置くため）2013 から 2014 年の間に発生した立証不能の事例の記録をもとに、研究者からの質問に回答するよう依頼した。質問内容は、申し立てに関与した子どもと里親の特徴、同じ子どもが以前にも申し立てを起こしたことがあるかどうか、その子どもが過去に経験した委託の回数、里親の里親養育経験年数、里親に提供された研修、申し立て後に里親に提供された支援などである。フェーズ1では、190 件の回答を得た。その内訳は、10 の自治体（以下、LA）から 92 件、9 の独立型里親委託支援機関（以下、IFP）から 98 件であった。

フェーズ2：里親、ソーシャルワーカー、里親養育マネージャーへの面接

30 世帯の里親に、詳細な半構造化面接を実施した。これらは、フェーズ1の132 件の回答（すべての提供者がフェーズ1とフェーズ2に参加したわけではない）から特定された、8 の LA から 16 人、8 の

⁶ <http://www.sirhalleystewart.org.uk/>

独立型里親委託支援機関から 14 人が参加している。また、これらの同一の事例に関与した 23 人のスーパーバイズ・ソーシャルワーカー（以下、SSW）および 13 人の里親養育マネージャーにも面接を行った。フェーズ 2 に参加した里親委託支援機関は、研究チームから連絡を受けてもよいかどうかを里親に尋ねることに同意し、原稿案が提供された。より幅広い里親の集団を反映し、申し立ての様々な結果を代表させるため、可能な限り里親を選択した。しかし、このサンプルが代表的なものであると仮定することはできない。申し立てを受けて里親養育をやめた 7 人の里親に面接を行ったが、登録解除した里親には面接を行わなかった。

主な知見と結論

里親と子どもたちの特徴：

本研究に参加した里親は、平均年齢がやや若く、経験も少なかったが、里親の全集団との有意差はなかった。面接を行った研究対象者は、里親養育経験がさらに少なく、67%が 5 年未満であった。本研究では、申し立てを起こした子どもたちを、国の統計に含まれるより幅広い社会的養護児童の集団と区別するような有意な特徴はなかった。Biehal ら（2014）の立証された申し立てに関する研究と比較すると、本研究における申し立てを起こした子どもには、ティーンエイジャーの若者がやや多く、5～9 歳または 15 歳超の子どもが少なかった。60%近くの子どもたちが委託後 1 年未満であり、50%の子どもたちが初めての委託であった。18%が過去に申し立てを起こしたことがあることがわかった。

独立型里親委託支援機関および自治体の里親委託支援機関：

自治体で養育を行う里親と独立型サービスで養育を行う里親の経験には、支払いの継続性という 1 つの要素を除いて、有意差は見られなかった。自治体で働く里親は、独立型里親養育サービスで養育を行う里親よりも、申し立てがあった後、その結果が出るまでの間、報酬を受け続ける可能性がずっと高かったが、自治体の支払水準は平均して低い。スーパーバイズ・ソーシャルワーカーが提供する支援に差はなかったが、独立型サービスで里親養育を行う人に対しては、より幅広い機関（マネージャーなど）が支援を提供する傾向があり、FISS⁷が提供される可能性が非常に高かった。

申し立ての結果：

フェーズ 1 では、里親の 84%が里親養育を継続したと報告された。フェーズ 2 でも数値は類似しており、面接を受けた里親 30 人のうち 26 人（86%）が里親養育を継続した（ただし、3 事例は別の提供者に移行した）。これは、予備的研究から予測される数よりもはるかに多い数であるが、予備的研究のサンプル数ははるかに少なく、独立型支援を提供する業者を通じて募集されたため、より深刻な事例が含まれていたと考えられる。

申し立て後の支援：

フェーズ 1 の 55%の事例では、里親が申し立てを知った日に支援が提供された。多くの場合、里親は

⁷ 申し立てや深刻な懸念がある場合に、里親養育者里親に対面で支援を提供する「FOSTER CARERS INDEPENDENT SUPPORT SERVICE (FISS)」。

SSW から支援を受ける一方で、他のより幅広い機関からは見捨てられたと感じていた。108 件（57%）では、（独立型支援として挙げられているもの以外の）支援は、SSW または家族委託ソーシャルワーカー⁸によってのみ提供された。40%の回答者が「里親に独立型支援が提供されていない」と回答している。

研修：

里親の研修経験は、英国教育省（DfE）や里親委託支援機関が示している立場とはかけ離れている。すべての関係者は、申し立てによる影響のすべてに対応できる研修はないということに同意している。それにもかかわらず、フェーズ 1 の大規模なサンプルのうち、申し立てを具体的に取り上げた研修に参加したと報告された里親は 43 人（23%）にとどまった。このうち、申し立てを受けてやめた里親は 3 人のみであった。

里親への全体的な影響：

立証不能として終結した申し立てによって、里親とその家族が受ける主な影響は、精神的、経済的なものであった。フェーズ 2 の面接では、精神的な苦痛が、その後の健康や人間関係の問題と関連していることが多く、部分的に申し立ての深刻さと関連していることが示唆された。面接を受けた里親の多くは、申し立てそのものにも動揺していたが、その後の処遇にも同様に動揺していた。申し立てそのものの、調査プロセス、自分が受ける権利のある支援についての情報が不足していたため、混乱、自信の喪失、失望につながった。

教育省、Association of Directors of Children's Services⁹、オフステッド¹⁰への提言

- 里親委託支援機関の内外で一貫性があり、「養育基準」に関わる問題とは明確に区別される、「申し立て」のより明確な定義が必要である。
- 教育省は、2009 年に発表されたガイダンスに代わり、「申し立て中の児童保護と里親への支援」に関するガイダンスの改訂版を発行すべきである。これにより、研修や独立型支援を提供する必要性を強調すべきである。
- 特に申し立てに関する里親の研修は、承認後 6 ヶ月以内に受講することを義務付け、毎年更新されるべきである。
- オフステッドは、独立型支援や効果的な研修を受けている里親について、「里親養育のための最低基準」がどの程度満たされているかをより詳細に監視すべきである。

里親委託支援機関への提言

- 里親委託支援機関は警察と協力して、警察の捜査が終了したときに、里親と同時にソーシャルワーカーに対しても報告がなされるようにしなければならない。

⁸ 監訳者注。原文では family placement social worker。おそらく家庭を支援するソーシャルワーカーだと思われる。

⁹ 監訳者注。自治体における児童サービスの上級管理職以上が集まる協会。

¹⁰ 監訳者注。Office for Standards in Education の略。教育・児童サービスに関する質担保のために調査を行う監査機関。

- 里親委託支援機関は、里親が承認後 6 ヶ月以内に質の高い初期研修を完了し、以下に直接対処する定期的な更新が行われるようにしなければならない。

▶ 申し立てにつながりそうな状況

▶ 申し立てが生じた場合の手続き

▶ 申し立てが本人や家族、さらには長期的な展望や幸福に与える影響に対処するための支援

- 研修は双方向的で、申し立ての対象となったことのある里親の経験を盛り込む必要がある。
- 里親委託支援機関は、新たに資格を取得したソーシャルワーカーや、それまで児童保護の仕事に従事したことのないソーシャルワーカーが、申し立てに関するトレーニングを受け、定期的に更新するようにしなければならない。
- 里親委託支援機関は、里親が SSW や他の里親委託支援機関のスタッフとの関係を継続できるように、調査員が独立した存在となるよう考慮すべきである。
- 里親委託支援機関は、申し立て時に里親の SSW が新人である場合、組織内の他のスタッフによる追加支援を提供すべきである。
- 里親委託支援機関は、里親が特定した個々のニーズに応じて、対面支援など、これらのサービスが提供できる内容を明確にし、里親に対して独立型支援サービスを提供すべきである。

ソーシャルワーカーへの提言

- ソーシャルワーカーは、申し立てがあった時点ですぐに手続きについて里親に伝え、また、すぐ後に再度、里親が理解したかどうかを確認する必要がある。
- ソーシャルワーカーは、里親が申し立ての性質や進捗について必要以上に無知であることがないように、申し立て後にどのような情報を提供できるかを定期的に確認する必要がある。
- ソーシャルワーカーのマネージャーは、不必要な遅延を避けるために、重要な専門的役割が長期間利用できない場合には、その役割をカバーしなければならない。
- ソーシャルワーカーは、対面支援を提供する際に、里親とその拡大家族が、調査の過程での不満や無力感を「発散する」機会を与えるべきである。
- ソーシャルワーカーは、里親の家族の子どもたちに必要な支援があれば、それについて里親と話し合う必要がある。

さらなる研究のための提言

今後の研究では、以下を検討する。

- 申し立て後の里親の経験やその後の養育キャリアが、受け取る情報の内容やタイミングによって異なるかどうかを調査する。

- 対面支援を含む、申し立て後の独立型支援サービスを評価する。
- 申し立てに関する里親の研修を評価することで、必要な研修の種類、その効果と取り上げられている内容との関連性、申し立てを経験した里親の参加、申し立てのシナリオの使用、および里親の養育キャリアにおけるタイミングなどを明らかにする。これは、自治体や Trust¹¹レベルでの行動調査を通じて行うこともできる。

¹¹ 監訳者注。活動団体のこと。

主な研究

背景

2015年3月31日時点で、英国には44,625の里親養育世帯があり、過去12ヶ月間に、里親に対して2,420件の申し立て（身体的虐待58%、精神的虐待19%、ネグレクト15%、性的虐待8%）が行われていた¹²。英国では、里親に対する申し立てを調査する法的枠組みは、1989年児童法第47条に定められており、「重大な害」にさらされていると考えられる子どもの状況を調査し、照会する義務を自治体に課している。里親養育のための国の最低基準¹³は、申し立ての調査中に里親がどのように扱われ、支援されるべきかを規定しており、独立型支援の提供、プロセスに関する情報提供と助言、感情的な支援、また必要に応じて里親と里親養育サービスの間の調停などが含まれている。

1980年代後半から1990年代にかけての里親に対する申し立てに関する過去の研究では、里親と里親養育制度全体への影響が指摘されていた。例えば、Bray および Minty (2001) は、1989年に NFCA (National Foster Care Association) が英国で里親のためのカウンセリングと調停サービスを開始して以来、申し立てのストレスに対処するために里親を支援する必要性が広く認識されてきたと指摘している。これは、虐待の申し立ての対象となってしまう、心を痛めた里親からの多くの支援要請に応えたものだった。Hicks および Nixon (1991) は、申し立てと、里親が里親養育から離れることとの関係を、申し立て後に適用される手続きと関連づけて論じている。Sinclair、Gibbs および Wilson (2004) の900人以上の里親を対象とした研究では、申し立てが里親をやめる決断の一因となっていることが指摘されており、Sinclair、Wilson および Gibbs (2005) では、過去の申し立てが、委託の中断や現在の委託の成功率が低くなっていることと関連していると報告されている。

英国では過去10年間、申し立てに関する調査はほとんど行われていない。特に、子どもの虐待の申し立ての管理について、子どものために働く人全体を対象とした英国初のガイダンスである「National Minimum Standards for Fostering Services 2002」（2011年改訂）または「ワーキング・トゥギャザー、2006」（2010年、2013年、2015年改訂）の導入以来、状況がどのように変化したのかを示すエビデンスはほとんどない。

Nuffield Foundation が資金提供した虐待申し立てに関する文献レビュー (Biehal および Parry、2010) では、里親養育におけるマルトリートメントについて、根拠のない申し立てと立証された申し立ての両方に関連する問題を評価する研究が喫緊に必要であると指摘されている。このレビューでは、委託におけるマルトリートメントのリスク増加に関連する要因を調査すること、および子どもたちやソーシャル

¹² https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/522126/Fostering_in_England_2014-15.pdf

¹³ <https://www.gov.uk/government/publications/fostering-services-nationalminimum-standards>

ワーカー、そして里親の意見を取り入れることが重要であると結論づけている。

これを受けて、NSPCC は Biehal ら（2014）に委託して、子どもの意見を考慮し、関係する子どもと成人の特徴を明らかにし、子どもへの影響を特定した上で、里親養育や施設での養育において確認された虐待やネグレクトの程度や性質に関する研究を実施した。立証不能として終結した申し立て（裏付けのないもの、根拠のないもの）について、里親の処遇や里親への影響について、詳細な出版物を特定することはできなかった。全体として、根拠のない申し立てのリスクを低下させる方法や、申し立てを受けた里親の処遇およびその影響についてはほとんど記載されていない（Swain、2006）。

根拠のない申し立てがなされる危険性に寄与する要因

Bray および Minty（2001）によれば、面接を行った 22 人の里親のうち 20 人が、申し立てを起こす前の子どもの行動を心配していたと主張している。3 分の 2 強は、ソーシャルワーカーとの密な連絡、困難な行動への対処、レスパイトなどの追加支援を求めているが、ほとんどの人は受けた支援に満足していなかった。本研究と Phillips（2004）が行った後の研究では、里親は、委託が始まる前に子どもに関する重要な情報を得られなかったと感じていた。この情報があれば、違う結果になったのではないかという意見もあった。The Fostering Network の研究（Phillips、2004）に参加した里親には、条件に合わない委託を受け入れるよう強要されたと感じている者もいた。

いくつかの研究では、里親の年齢、民族性、交際状況、里親が里親養育を経験した期間、申し立て時点での子どもの委託期間、また初めての里親がより申し立てを受けやすいかについて言及している

（Morrisette、1993；Nixon、1997；Bray および Minty、2001；Phillips、2004；Swain、2006）。しかし、研究は小規模であることが多く、同じ問題を扱った研究でも得られた知見に一貫性がなく、最も重要なことは、これらの特徴を里親養育の集団全体と比較していないことである。ここでレビューされている既存の研究では、申し立てはどの里親にも起こりうるという事実のみが示されており、立証不能の申し立てに関わる里親、子ども、委託の特徴についてはほとんど知られていない。

研修

Fostering Services Regulations（DfE、2011）では、里親は、虐待を受けた子どもを育児するスキルを含む、適切で安全な養育の実践について研修を受けるべきであると規定している（National Minimum Standards、2002、2011 改訂）。さらに、Nixon（1997）と Carbino（1991）はいずれも、里親が申し立てとその影響、そして申し立てを防ぐ方法について具体的な情報を必要としていることを指摘している。Nixon は、彼の研究では、虐待の申し立てに対処する方法について事前に助言を受けた里親は一人もいなかったことを明らかにした。Carbino は、このような情報は、様々な段階で、書面によるガイダンスやスタッフとの話し合い、里親支援グループでの話し合いなど、様々な形で提供されるべきだと提案した。

申し立ての対象である里親と、受けた研修を結びつける研究はほとんど行われていない。しかし、Phillips（2004）によると、申し立てに関する書面によるガイダンスを受けた里親は 34%に過ぎず、過

去 2 年間に申し立てに関与した 64 人の里親のうち、安全な養育に関する研修を受けた者は半数以下であり、申し立てに特化した研修を受けたのは 4 分の 1 に過ぎなかった。ウェールズで行われた過去の研究（The Fostering Network、2003）では、苦情や申し立ての手続きに関する研修を受けた里親は全体の 30%強にとどまっていた。

2014 年、FosterTalk はリーズセンターに委託して、立証不能として終結した事例における申し立ての影響に関する予備的研究を行った。2013 年の申し立ての際に FosterTalk が支援した里親の匿名リストから研究者が 37 件の記録を無作為に選び、そのうち 7 人の里親に面接を行った。これらの里親はすべて独立型支援に紹介されていた事例であったため、深刻度の高い事例を代表していた可能性が高い。予備的研究（Dyson および Sebba、2014）では、申し立てについて知らされた時点で、調査がどのように行われるか、およびその進捗に関する知識が不足していることが明らかになった。里親たちは、参加した研修（セーフガーディング）では、里親の家庭外の人物による虐待の申し立てに焦点が当てられており、自分が申し立ての対象となった場合の対処法についてはほとんど議論されていなかったと述べている。

里親への影響

申し立てが里親に与えた影響は、家族の離散、収入の喪失、後々の健康状態の悪化など、甚大なものであった。予備的研究に参加した里親のほとんどは、これらの事例が立証不能として終結したにもかかわらず、すぐに、あるいは翌年中には里親養育を断念していた。申し立てに対する最初の反応は概ねショックであり（Carbino、1991；Hicks および Nixon、1991；Nixon、1997；Bray および Minty、2001）、警告がなく、申し立てが「青天の霹靂」であった場合にはトラウマが増大する（Dyson および Sebba、2014）。これに続いて、怒りや苦しさなど様々な感情が湧き上がり、不眠、不安、抑うつなどの心理的・身体的症状で体調を崩すことがある（Hicks および Nixon、1991；Nixon、1997；Bray および Minty、2001；Phillips、2004）。

予備的研究で面接を受けた 7 人の里親全員が、そのような影響は激しいものであると述べている（Dyson および Sebba、2014）。研究によると、里親は自尊心、誠実さ、敬意、自制心を失うだけでなく、申し立てとは無関係の里子も失う可能性があることが指摘されている（Dyson および Sebba、2014）。Nixon（1997）は、離別の段階が里親の反応に明確に現れていることを発見し、Carbino（1991）も、里子の喪失、自信、信頼および信用をなくすことに対する反応を「悲嘆」として述べている。また、里親は、特に単身の場合、孤独感や孤立感を感じることもある（Carbino、1991；Hicks および Nixon、1991）。疑いが生じることを恐れて、申し立てのことを家族や友人に相談できないと感じることもある。

家族への影響

申し立ては、パートナーや実子、家族関係に悪影響を及ぼすことが示されている（Carbino、1991；Bray および Minty、2001；Phillips、2004；Dyson および Sebba、2014）。家族は、申し立ての対象者と同様の感情的および身体的症状を示すことが多く、申し立てそのものとその対応の両方から影響を受

けていた。彼らは、里子がいなくなることによって大きな影響を受ける可能性がある（Carbino、1991）。家庭内の人間関係も、申し立てそのものと、家族が里親養育を継続すべきかどうかの決定を受けて悪化した（Phillips、2004）。パートナー間の関係は、パートナーが効果的な支援者とみなされて親密になることもあれば、パートナーの無実を疑う気持ちが芽生えて緊張感が高まる可能性もある。申し立てが原因で別居や家庭崩壊に至ることもあった（Hicks および Nixon、1991；Bray および Minty、2001）。

立証不能の申し立てへの対応

過去の研究によれば、申し立てが立証不能であることを伝えられると、里親の中には安心感を覚え、感情的・身体的な症状がすぐに緩和される人もいた。一方で、苦しい思いをし続ける人もいた。いずれにしても、里親は特に申し立てがどのように扱われたかについて、不安と怒りを抱えたままであることが多かった（Carbino、1991；Hicks および Nixon、1991；Bray および Minty、2001）。家族は、告発されたことに対する「不公平感」や、機関における自分の信頼性が疑われていると感じることへの苦悩を報告した（Carbino、1991）。里親審査部会¹⁴が彼らの潔白を証明できず、この問題にけじめをつけることができなかったことに憤りを感じていた（Hicks および Nixon、1991）。

里親の処遇

過去の各研究（Carbino、1991；Hicks および Nixon、1991；Wilson ら、2000；Bray および Minty、2001）によると、申し立て後の手続きの中で、里親が特に対処するのが難しいと感じた特定の側面は、コントロールの欠如、手続きからの疎外感、情報の欠如などであり、一貫している。里親は、申し立てについて相談できる人を見つけるのが困難であることが多く、非常に孤立した状態になっていた。支援グループ内の他の里親と経験を共有できないと感じている者が多く、Nixon（1997）の研究では、支援グループが自分のことを知ろうとしないと感じた人もいた。

専門家による支援は、一貫性がなく、以前に里親を支援していた人が調査に巻き込まれて連絡を絶ってしまう事例もあれば、支援を続けている事例もあった。家族委託の担当者らは、申し立てによって家族との関係が変化したと感じていた。家族がさらに疑いを持つようになり、支援を提供することを許されなかったために関係性が損なわれたと感じていた。

孤立感や情報不足は、最近の研究でも大きな問題であった（Swain、2006；Dyson および Sebba、2014）。Swain の研究では、里親の半数強が、プロセスが公平ではなかったと感じていた。私たちが行った予備的研究では、里親は自分の無実を証明するまで有罪だと思われていると感じていた。里親は、ソーシャルワーカーや「制度」に対して怒りを感じており、これはコミュニケーション不足や情報の欠如によって悪化した。

¹⁴ 監訳者注。原文では fostering panel。里親申請者の審査などを行う。

独立型支援

国の最低基準（NMS 22.12）は、里親委託支援機関は申し立ての対象となった里親が独立型支援を利用できるようにすべきであると述べている。この支援には、プロセスに関する情報や助言、感情的な支援、また必要に応じて、里親と里親養育サービスの間の調停や、会議や委員会への出席を含むアドボカシーを含めるべきである。最近の研究（Phillips、2004；Swain、2006）では、里親委託支援機関が里親に独立型支援を提供することはまれであることが示唆されている。提供を受けた人たちは、支援によって自分たちがしていることに自信が持てるようになった、申し立てを乗り越える助けになった、と評価しているようである（Dyson および Sebba、2014）。

結果

申し立てを受けて里親養育を断念したり、登録を解除したりする里親の数については、様々な研究結果がある。その理由の一つは、各研究で調査する申し立てからの経過時間が異なるためである。しかし、いずれの調査でも、かなりの割合の里親が立証不能の申し立てを受けて登録解除またはやめており、さらに多くの里親がやめるかわからない、またはやめることを検討していると答えているため、後日やめる可能性があるとして示唆されている。研究（例：Swain、2006）によると、申し立てそのものだけでなく、里親がどのように扱われ、支援されているかが、この判断に影響を与えることが示唆されている。

本研究について

FosterTalk は、本研究を委託し、慈善財団である Sir Halley Stewart Trust ¹⁵と共同で資金を提供した。FosterTalk は、英国の3万人以上の里親に支援サービスを提供する会員制組織である。このようなサービスには、英国の里親養育に関心のある人や里親のための無料ヘルプライン「Fosterline」や、申し立てや深刻な懸念がある場合に、里親に対面で支援を提供する「Foster Carers Independent Support Service (FISS)」などがある。

目的と目標

FosterTalk に代わって実施された予備的研究（Dyson および Sebba、2014）では、より広範で強固なエビデンスに基づけば、申し立てを受ける里親の数を減らし、申し立てを経験した里親に対してより良い処遇と支援を提供することで、里親養育の継続を促進し、否定的な結果を抑制する方法を示唆する可能性があるとして提言している。Biehal および Parry（2010）の提言にあるように、ソーシャルワーカーや里親養育サービスが異なる視点を提供する可能性がある中で、里親の視点のみに焦点を当てることは、予備的研究の限界と考えられた。本研究では、このような問題を解決するために、立証不能として終結した事例の記録を多数分析し、これらのデータを、里親、スーパーバイズ・ソーシャルワーカー（SSW）、里親養育マネージャーとの詳細な面接など様々な視点から検討した。

本研究は、里親養育サービス、自治体、警察による、里親に対する申し立てへの対処方法を改善するこ

¹⁵ <http://www.sirhalleystewart.org.uk/>

とを目的としていた。本研究の目的は、今後の里親への研修や支援の参考にするとともに、申し立てをする可能性の高い若者の特徴や、関係する里親を可能な限り特定することにある。今回の研究結果は、申し立て後のより良い支援の性質とは何かを明らかにすることで、家族関係や経済・健康への悪影響を軽減し、長期的には里親の維持と委託の安定性を高めることを目的としている。

具体的な研究課題は以下の通りである。

- ・ 里親に対して根拠のない申し立てがなされることに寄与する要因は何か？
- ・ これらの要因とその結果を、防ぐまたは軽減する方法は何か？
- ・ 申し立てにつながりそうな状況への対処法について、里親にはどのような研修が提供されているか？
- ・ 里親養育のキャリアのどの段階で、この研修を実施すべきか。
- ・ 申し立てが立証不能として終結した場合の里親とその家族への影響は何か？
- ・ 申し立て後、里親は独立型支援を受けているか、その場合はどのような様式で受けているか？
- ・ この支援は、調査プロセスに関する彼らの経験にどのような影響を与えるか？
- ・ 申し立てが生じた場合、里親に提供される処遇や支援の一貫性と質を向上させるものは何か？

方法論

研究は2つのフェーズで実施した。

フェーズ1：里親委託支援機関が保有する記録の二次データ分析

本研究では、リーズセンターのニュースレター、Association of Directors of Children's Services Bulletin、National Association of Fostering Providers のメーリングリスト、FosterTalk 誌、英国のすべての里親養育サービスへのEメール、Eニュースレターを通じて、里親委託支援機関（自治体および独立型）に参加を呼びかけた。匿名性と機密性を確保した上で、（事件からある程度の時間的距離を置くため）2013年から2014年の間に発生したすべての立証不能の事例の記録から得られた情報を用いて、研究者が用意した質問一覧への回答を依頼した。彼らの回答は、実親が軽い痣に関して懸念を示したものから、レイプに至るまで、申し立ての深刻度はあらゆる範囲に及んでいた。このため、この研究の全体の母集団は、独立型支援サービスを通じて紹介された予備的研究よりも深刻度の低い事例が多く含まれていた。提示された質問の内容は、申し立てに関与した子どもと里親の特徴、同じ子どもが以前にも申し立てを起こしたことがあるかどうか、その子どもが過去に経験した委託の回数、里親の里親養育経験年数、里親に提供された研修、申し立て後に里親に提供された支援などである。フェーズ1では、190件の回答を得た。その内訳は、10の自治体から92件、9の独立型里親委託支援機関から98件であった。回答の二次データ分析には、SPSSソフトウェアを用いた記述統計を用いた。

フェーズ2：里親、ソーシャルワーカー、里親養育マネージャーへの面接

フェーズ2への参加に同意した里親委託支援機関は、合計132件の事例を提供した。そのうち、自治体から16世帯、独立型里親委託支援機関から14世帯の、合計30世帯の里親に詳細な半構造化面接を実施した。フェーズ1で58件の事例について回答した里親委託支援機関は、里親がその時点ですでに他

の研究に参加していたことを主な理由として、フェーズ 2 への参加を辞退した。また、これらの同一の事例に関与した 23 人のスーパーバイズ・ソーシャルワーカー（以下、SSW）および 13 人の里親養育マネージャーにも面接を行った。関与していたソーシャルワーカーやマネージャーが関われなくなった事例もあった。

フェーズ 2 に参加した里親委託支援機関は、研究チームから連絡を受けてもよいかどうかを里親に尋ねることに同意し、原稿案が提供された。研究者は、許可を得た里親に連絡を取り、口頭と書面で研究に関する情報を伝え、同意を求めた。当初、里親は、独立型支援を受けた者、受けていない者などの幅広い里親の集団、および異なる結果（里親養育継続、やめる、登録解除）を反映した様々な特徴を含めるために意図的に選択された。一部の里親委託支援機関は、里親の参加同意取得の成功率が非常に高かった。他の里親委託支援機関は、同意取得がより困難であり、同意取得できた里親のほとんどはフェーズ 1 に含まれていたため、これらの里親委託支援機関については、利用可能な里親にのみ面接を行うことができた。このような里親委託支援機関間の違いは、里親が調査に参加するように依頼された方法（マネージャー、SSW、管理スタッフなど誰が誘ったか、また、対面、電話、手紙のいずれで誘われたか）に関係していると思われる。このサンプルが代表的なものであると仮定することはできない。

登録が解除された里親は、フェーズ 1 の回答には 5 人しか含まれておらず、フェーズ 2 に参加していない里親委託支援機関のものであったり、里親委託支援機関から連絡を取らないように言われていたため、面接は実施しなかった。やめた 6 人の里親に面接を実施した。フェーズ 1 では 20 人の里親がやめたと記載されていたが、12 人はこれを否定し、1 人はフェーズ 2 に参加していない里親委託支援機関の里親で、1 人はやめたと誤って記録されていたことが判明した。

里親との対面式の面接を実施した。ソーシャルワーカーとマネージャーには電話による面接を実施した。対面式の面接を行うことで、面接官（経験豊富なソーシャルワーカー）は、里親が動揺したときに、落ち着きを取り戻すように話しかけることが「安全」なのか、それともさらなる支援が必要なのかを判断することができた。

面接は録音し、1 人の面接対象者を除いて（録音を望まなかった人）書き起こしを行った。新たな問題のテーマ別分析を可能にするために、NVivo ソフトウェアを使用した。

回答の分析は 2015 年 5 月に開始し、面接は 2015 年 10 月～2016 年 2 月に実施した。

倫理

オックスフォード大学研究倫理委員会部門（DREC¹⁶）が本研究に倫理的承認を与えた。また、自治体の児童サービスとの連携について、ADCS¹⁷から承認を得た。知見に関する報告では、自治体と独立型里親委託支援機関は特定されていない。なぜなら、そうすることで個人が特定されてしまうおそれがあり、倫理的承認を得るためには、参加者の匿名性と機密性が必要だったからである。

¹⁶ http://www.socsci.ox.ac.uk/information_for_internal_users/research/ssh_idrec_brief_guidance

¹⁷ <http://www.adcs.org.uk/download/research/guidelines-for-research-approvals.pdf>

表 1：収集データの概要

収集データ	自治体 (LA)	独立型里親委託支援機関 (IFP)	合計
立証不能事例のデータ	10 の LA から 92	9 の IFP から 98	190
里親への面接	8 の LA から 16	8 の IFP から 14	30
ソーシャルワーカーへの面接	8 の LA から 14	8 の IFP から 9	23
里親養育マネージャーへの面接	5 の LA から 5	8 の IFP から 8	13

主な知見

里親の特徴

58 件の事例では、カップルの両方に対して申し立てがなされた。残りの申し立ては、女性里親 72 人と男性里親 60 人に対して行われた。このうち 44 人（23%、女性 39 人、男性 5 人）は単身で、146 人（77%）は異性のカップルであった。これは、McDermid ら（2012）による、里親の 69%から 79%が結婚しているか、同居カップルであるという里親養育集団全体と一致している。面接を受けた 30 人の里親も同様に、5 人が単身の里親、25 人が里親養育カップルの一員であった。

里親の年齢

里親の年齢は 26 歳から 76 歳までの範囲だった。里親の全国分布と比較すると、このサンプルは、Clarke（2009）が報告したものと類似しており、40 歳以下が 6%、41～50 歳が 29%、51～60 歳が 38%、60 歳超が 27%であった。過去の研究（Farmer、Moyes および Lipscombe、2004）では 60 歳超の里親はわずか 6%であったが、今回の研究では 60 歳超の里親は 17%であった。全般的に、本研究の対象集団は、里親の母集団全体とほぼ同じ分布であるが、若い里親の割合がわずかに高かった。

表 2：里親の年齢*

年齢（歳）	数	割合（%）
20～29	1	<1
30～39	15	7
40～49	59	31
50～59	83	44
60～69	25	13
70～79	2	1
データ欠落	5	3
合計	190	

* 両方の里親の年齢が記載されている場合は、平均値を採用している。

里親養育年数

申し立てが生じるまでの里親養育期間は、2 週間から 35 年の範囲であった。里親の里親養育歴が 1 年未満の事例が 15 件（8%）あった。表 3 に示すように、104 件（55%）の事例では、里親養育歴が 5 年未満であった。

表 3：里親養育年数

里 親 養 育 年 数 （ 年 ）	数	割合（%）
1 年未満	15	8
1～4	89	47
5～9	42	22
10～14	25	13
15～19	10	5
20～35	5	3
データ欠落	4	2
合計	190	

申し立てに関する直近の研究（Biehal ら、2014）では里親養育歴 1 年未満の人は 8%、養育歴 5 年未満の人は 33%であったのに対して、本研究のフェーズ 1 では 55%であった。この数字はやや養育歴の浅い里親が多いことを示唆している。フェーズ 2 で面接を受けたこのグループの 30 人の里親はさらに経験が浅く、申し立てがあった時点で、67%（20 人）が里親養育歴 5 年未満であり、14 年超の里親はいなかった。Biehal らの研究では、養育歴が 5 年超の里親は 56%であったのに対し、我々の研究では 45%であった。過去の研究で得られた全国的な数字と比較すると、この 45%は低い値である。例えば、Farmer、Moyers および Lipscombe（2004）の研究では、養育歴が 5 年以上の里親は 63%であったが、彼らの研究は、全般的に経験を積んでいる可能性が高い、若者の里親を対象としていた。

養育する子どもの数

24 件（13%）の事例では、里親は申し立て以前には他の子どもを養育していなかったが、同時期に他の子どもを養育していた可能性もある。89 件（47%）では、養育した子どもは 5 人未満であった。これは、経験のやや浅い里親が申し立てを受けやすい可能性を示唆している。特筆すべき例外は、70 人超の子どもを養育した 3 人の里親であった。過去に他の里親委託支援機関で働いていた 13 人の里親については、里親委託支援機関が彼らの養育した子どもの数を把握していなかったため、この情報は得られなかった。面接対象の里親 30 人のうち、2 人の里親は申し立てが最初の委託に関係しており、他の 2 つの事例では、里親は申し立てを起した子どもの前に子ども 1 人または兄弟姉妹グループを養育しただけであった。他の極端な例では、申し立てがなされる前に、20 人を超える子どもを養育していた世帯が 4 件、50 人超の子どもを養育していた世帯が 1 件あった。

里親が働いたことのある里親委託支援機関数

ほとんどの里親（83%）は、過去に他の里親委託支援機関では働いたことがなかった。22 事例（12%）は他の 1 提供者、5 事例は他の 2 提供者、1 人の里親は他の 3 提供者で働いていた。（4 人の里親については情報がなかった。）

申し立てに関する里親の研修

フェーズ 1 の 190 件の回答を分析した結果、申し立てに特化した研修を受けたと回答した里親は半数以下であったが、この研修に関する里親委託支援機関の記録が必ずしも正確ではなかった可能性がある。申し立てに関する研修は、「里親養育のための最低基準」¹⁸には要件として明記されていない。この基準は、申し立てが発生する危険性への対処に寄与すると考えられる、安全な養育に関する里親の訓練、支援および育成を対象としている。

表 4：受けた研修の種類

受けた研修の種類	数	割合 (%)
わからない／空欄	11	6
なし	8	3
養育スキル ¹⁹ のみ	18	9
養育スキル＋申し立て	11	6
養育スキル＋その他*（申し立て以外）	70	37
申し立て、ただし養育スキルは無し	32	17
その他	40	21
合計	190	

*「その他」には様々な回答が含まれるが、最も多く、かつ重要なのは「安全な養育」および／または「セーフガーディング」という回答である。

この回答によると、申し立てに特化した研修に参加した里親はわずか 43 人（23%）にとどまっていた。これは、多くの里親が十分な関連研修を受けていないことを示唆している。しかし、一部のマネージャーは、所属組織がより多くの背景を提供するため、単独のコースではなく、すべての関連する研修に申し立てを組み込むように意識的な決定を行ったと回答した。さらに、質問が申し立てに関する研修について具体的に尋ねるものであったため、マネージャーが申し立てをある程度取り上げている一般的な研修を記録していない可能性があり、これには「養育スキル」が含まれる可能性がある。研修に関する知見は、後のセクションで詳説する。

¹⁸ <https://www.gov.uk/government/publications/fostering-services-national-minimum-standards>

¹⁹ FOSTERING NETWORK が発行する里親養育者里親のための事前承認の研修コースである。しかし、里親養育提供者里親委託支援機関の中には、あらゆる事前承認研修の総称として使用しているところや、それを改変しているところもあった。

子どもたちの特徴

性別と兄弟姉妹グループ

女性 88 人、男性 82 人が関与した事例では、単一の子どもが申し立てを起こしていた。17 件は、兄弟姉妹グループの中の複数の子どもが関連する申し立てであった。2 件の親子委託が申し立ての対象となり、この質問に関して 1 件の記録は不完全であった。

申し立て時点での子どもの年齢

立証不能の申し立てに関与した 172 人の単一の子ども（18 人は兄弟姉妹グループの一員）のうち、年齢分布は全国の社会的養護児童と同様である。立証された申し立てとこのサンプルを比較すると（Biehal ら、2014）、立証不能の申し立てを起こしたのはティーンエイジャーの若年層が多く、5～9 歳や 15 歳超の子どもが少ないと考えられる。

表 5：申し立て時の子どもの年齢（兄弟姉妹グループを除く）

年齢範囲	数	割合 (%)	社会的養護児童の全国年齢分布 (%) 2015 年 3 月 31 日 ²⁰	% Biehal ら (2014)
0～4 歳 (6 人の乳幼児を含む)	28	16	20	16
5～9 歳	44	26	20	36
10～14 歳	68	40	38 (10～15 歳)	18 (10～13 歳)
15 歳以上 (「若年成人」1 人を含む)	31	18	22 (16 歳以上)	22 (14～16 歳) 9 (17 歳以上)
わからない	1			
合計	172			

当該児童の法的地位

最新の国の統計²¹によると、社会的養護児童の 60%がケア命令²²（暫定または完全ケア命令）の下で養護されており、29%が自主的な合意の下で養護を受けていた。今回の研究では、ケア命令に基づいて養

²⁰ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/464756/SFR34_2015_Text.pdf

²¹ 前掲。

²² 監訳者注。原文は Care order。裁判所が下す命令で、子どもを公的機関の養護下に委託するもの。詳しくは付録 1 を参照。

護を受けている子どもが70%と、より多くの割合を占めており、自主的に収容されている子どもが21%であった。

表6：申し立てをを起こした子どもの法的地位

法的地位（これらの用語の定義については付録1参照）	数	割合（%）
完全ケア命令	98	52
第20条により収容	40	21
暫定ケア命令	35	18
親子委託	4	2
特別後見命令	2	1
その他	6	3
空白／不明	5	3
合計	190	

申し立てまでの委託期間、または遡及的申し立ての場合は合計期間

委託期間は、24時間から14年までの範囲であった。60%近くの子どもたちにおいて委託期間が1年未満であり、委託1年目の割合がわずかに24%であった Biehal ら（2014）の研究よりもはるかに高かった。本研究では、委託期間が1年未満の子ども113人のうち、委託期間が6ヶ月以下の子どもは78人で、そのうち1ヶ月未満の子どもは14人であった。

21件の事例では、子どもが委託を離れた後に申し立てがなされたと報告された。しかし、これを直接取り上げた質問はなく、この情報は追加情報として提供されたものであるため、過小評価されている可能性がある。

表7：申し立て時の委託期間

委託の月数	数	割合（%）	% Biehal ら（2014）
0～11	113	59	24
12～23	25	13	25
24～35	15	5	11
36～47	10	5	11
48～59	5	3	5
60～71	8	4	9
6年以上	5	3	16
空白	9	5	

合計	190		
----	-----	--	--

過去の委託の回数と形態

92 件（48%）の事例では、子どもたちにとって最初の委託であった。35 件では過去に 1 回、37 件の事例では過去に 2 回から 7 回の委託を経験していた。3 件の回答では、以前の委託が居住施設であったこと、1 人の子どもで養子縁組が破綻したこと、1 人の子どもで親族による委託が破綻したことが書かれていたが、この質問に関しては情報の欠落が多く、回答者がすべての履歴を把握していない可能性が示唆された。

子どもたちが過去に申し立てを起こしたことがあるか？

25 件（13%）の子どもたちは里親に対して、9 人は子どもの家族に対して、過去に申し立てを行ったことがあることがわかっていた。70%超（134 人）が過去に既知の申し立てはないと回答し、さらに 12%（22 人）が「わからない」と回答またはこの質問に回答しなかった。以前に委託を受けたことのある子どもは 52%のみであり、以前の里親に対して申し立てを行うことができる立場にあった子どものうち、25%が申し立てを行ったことがわかっている。過去の申し立てが立証されたものか、立証不能かは明らかではなかった。

委託の特徴

190 件の委託のうち、親族による養育はわずか 10 件（5%）で、これは他で報告されている養育を受ける子どもでは 12%（例：Farmer、2009）であるのに対して、半分よりも少ない。サンプルのほとんど（70%）は、家庭に同居する実子がいないう里親のもとでの委託であった。30%は、自分の兄弟姉妹の誰かと一緒に委託であった。3 分の 2 の世帯では、他に居住する里子がいなかったが、Biehal らの研究（2014）では 3 分の 1 の世帯であった。

表 8：委託における実子の人数と年齢

研究対象の委託における子どもの数：									
18 歳未満 の実子なし	18 歳未満 の実子 1 人	18 歳未満 の実子 2 ～4 人	18 歳以上 の実子なし	18 歳以上 の実子 1 人	18 歳以上 の実子 2 ～3 人	兄弟姉妹 1 人	兄弟姉妹 2～3 人	兄弟姉妹 以外で養 育を受け る子ども 1 人	兄弟姉妹 以外で養 育を受け る子ども 2～3 人
133	37	18	134	38	14	39	19	49	13

ほとんどの場合、委託は里親の承認基準に適合していると報告された。1 件は基準に適合していなかったことが確認されており、その記録によると、「里親は 0～6 歳の子ども 1 人を承認され」、4 歳と 10 歳の 2 人の兄弟姉妹が委託されていた。他の 3 件では、里親の承認基準が特定の委託に合わせて変更され

たことが報告されている。しかし、面接データによると、承認に特別な取り決めがなされることがこれよりも一般的であったことが示唆されている。面接には、兄弟姉妹グループが他の3人の子どもと一緒に委託となっていた家庭、4人の兄弟姉妹グループを受け入れるため免除となっていたもの、および里親が委託される上限以上の人数の子どもを措置されることとなり、委員会が即座に上限を引き上げるよう求めた委託などがあった。これらのすべての事例では、フェーズ1のデータで、申し立てを行った子どもの委託について承認基準が満たされていることが示唆されていた。

申し立て後のプロセス

どのくらい早く支援が提供されたか？

104件（55%）では、里親が申し立てを知ったその日に支援が提供されたと報告されている。さらに17件は翌日に、26件は1週間以内に、9件は1ヶ月以内に支援が提供された。3件では、支援が提供されなかった。14件は、回答が不明または質問に回答がなかった。17件の事例では、支援がすぐに提供されなかった理由として、里親と話をする前に追加の情報を収集する必要があることや、自治体が申し立てについて独立型里親委託支援機関に知らせていなかったこと、あるいは委託の性質上すでに追加の支援が提供されていたことなどが挙げられている。

面接によると、里親が、里親委託支援機関との最初の接触（フェーズ1では支援と記録されている）を支援とは考えていない事例があった。

里親は、電話で情報を得ても、直接誰かに会うまでは、本当の意味での支援を受けているとは感じられず、それが1週間以上後になることもあった。何人かの里親にとっての問題は、最初の支援の提供が遅れたことではなく、その後のフォローアップがなかったことであった。これらの少数の里親は、数週間にわたってソーシャルワーカーから何の連絡もなく、その間、何人かは警察からの連絡を待っていたと回答した。

.....そして、活気を失っていきます。まるで自分がハンセン病患者であるかのように、あなたは彼らの世話という仕事をするのです。いま彼女は、「地獄に落ちろ」というようなことを言っていて、自分は完全に一人なのです...。

IFP 独立型里親支援機関の里親

誰がどのような形で支援したのか？

フェーズ1の回答では、108件（57%）で、里親委託支援機関からの支援はスーパーバイズ・ソーシャルワーカー（SSW）または家族委託ソーシャルワーカーのみによって提供されていた。さらに49件では、SSWとその他の人が支援を提供していた。自治体（里親の66%）では、独立型里親委託支援機関（里親の48%）よりも、SSWのみが支援を提供していることが多かった。マネージャーからの支援（他の人からの支援の有無にかかわらず）は、独立型里親委託支援機関においてより多く見られた（8%に対して46%）。自治体の里親に管理支援が提供された7件は、4つの異なる自治体におけるもの

であった。他の里親による支援は、独立型里親委託支援機関よりも自治体の方が多かった（2件に対して10件）。

表9：支援の提供元

支援の提供元	数 (%)
SSWのみ	108 (57)
SSWとマネージャー	24 (13)
SSW、マネージャー、子どものSWチーム	2 (1)
SSW、マネージャー、他の里親	1 (<1)
SSW、マネージャー、当番チーム	1 (<1)
SSWと他の里親	8 (4)
SSWと子どものSWチーム	5 (2)
SSWとその他（例：セラピスト、当番チーム、支援ワーカー）	8 (4)
里親委託支援機関（例：SW、マネージャー）のみ—SSWは含まない	11 (6)
里親委託支援機関からの支援がない	4 (2)
自分で支援を手配する	1 (<1)
他の里親のみ	2 (1)

里親に提供される独立型支援²³

フェーズ1では、65件で里親に独立型支援が提供されていないとされ、さらに14件では必要ないと述べられた。その結果、合計40%の里親が独立型支援を受けていなかった。

表10：提供される独立型支援のソース²⁴

提供元	提供された支援数 (%)
FosterTalk（会員制サービス）	38 (34)
The Fostering Network	21 (19)
FISS ²⁵	16 (14)

²³ NATIONAL MINIMUM STANDARDS (NMS 22.12) は、里親養育提供者里親委託支援機関は申し立ての対象となった養育者里親が独立型支援を利用できるようにすべきであると述べている。

²⁴ FOSTERTALK と THE FOSTERING NETWORK は、里親養育者里親に電話での助言や法律相談などの支援を含む、会員制サービスを提供している。

²⁵ FOSTER CARERS' INDEPENDENT SUPPORT SERVICE (FISS) は、FOSTERTALK が提供するサービスで、養育基準に関して提起された申し立てや苦情、懸念などの困難な状況にある里親養育者里親を支援する。FISS サービス

その他	7 (6)
提供されたが、利用されなかった	6 (5)
提供されたが、利用の有無は不明	6 (5)
わからない／無回答	14 (13)
アクセス*を試みたが失敗	3 (3)

*これには、支援が手配されるまでに非常に時間がかかり、里親が支援を望まなくなった事例が含まれる。

面接を受けた里親のほとんどが、フェーズ 1 で示されたデータと概ね一致する説明をした。ある里親は、自分で独立型支援を選択した。独立型支援を提供されたと記録されている里親のうち、そうではなかったと回答したのは 1 人だけであった。しかし、独立型支援を提供されたと記録されている里親のうち 7 人は、それを利用しないことを選択したと述べている。そのため、フェーズ 1 の質問「里親は何かの独立型支援を提供されたか」に対する回答は、実際に支援を利用した里親の数を反映していない可能性がある。また、独立型支援が提供されていないと記録された 2 人の里親は、提供されたが利用しないことを選択したと述べている。

自治体が提供する独立型支援の頻度と、独立型里親委託支援機関が提供する独立型支援の頻度との間には、一般的にほとんど差がなく、両者とも 40%の里親が独立型支援を全く受けていないと報告されている。独立型里親委託支援機関で里親養育を行っている 23 世帯および自治体で里親養育を行っている 36 世帯は、「The Fostering Network」または「FosterTalk」のいずれかの支援を受けた。主な違いは、独立型里親委託支援機関で働く 14 世帯と自治体で働く 2 世帯のみに提供された、FISS に関するものである。

全体として、独立型里親委託支援機関 で里親養育を行っている 37 世帯と自治体で里親養育を行っている 38 世帯は、これら 3 つの提供元（The Fostering Network、FosterTalk、FISS）のいずれかから支援を受けていたが、独立型里親委託支援機関で里親養育を行っている世帯は FISS の対面支援を受けている可能性が高いと思われる。残りの世帯（独立型里親委託支援機関で養育を行っている 22 世帯と自治体で養育を行っている 19 世帯）は、別の形の独立型支援（主に治療的な支援で、他の里親から提供されるものや特定できないもの）を提供されたと報告されたか、または「わからない」と回答した。

フェーズ 1 では 190 件の回答のうち 40%が独立型支援を提供されていなかったにもかかわらず、フェーズ 2 で面接を行った 13 人のマネージャー全員が、里親は主要な独立型里親養育支援サービスの 1 つに加入していたと回答した。また、カウンセラーや独立トレーナーなど、里親が利用できる追加の支援サービスを提供しているところもあった。里親に対する面接では、何が提供され、どのようなサービスを利用しているのかを正確に把握するのは難しい場合が多かった。しばしば、自分が連絡を取った組織の名前を覚えていなかったり、自分を援助してくれた人の名前を知っていても、その人の役割がわからなかったりする。面接を受けたソーシャルワーカーの多くは、里親委託支援機関が使用する組織を（時

は、NATIONAL MINIMUM STANDARDS の要件を満たしている。

には2回以上)変更したことがあり、特定の申し立て時にどの組織を使用していたか覚えていないと述べている。

ある自治体では、経験のある訓練を受けた里親を独立型支援として提供する独自の支援スキームを持っていた。マネージャーは、里親がこの場合も主要な独立型里親養育支援サービスのひとつにも加入しているが、自治体独自のスキームがこのサービスと連動しているのか独立しているのかについては、情報が錯綜していると述べた。他のマネージャーは、里親にピアサポートを提供している、または提供できると述べたが、この支援の価値については様々な意見があった。

面接を受けた13人のマネージャー全員が、里親は申し立ての事実を知った時点で、利用可能な独立型支援に関する情報を書面または口頭で受け取るべきだと答えている。一部のマネージャーは、これが実際には必ずしも行われていないことを認めている。里親に任せるのではなく、積極的に独立型支援機関を紹介したと答えたのはわずか2人であった。その後、支援サービスが里親に連絡し、里親は提供される支援を利用するかどうかを選択することができる。

フェーズ2では、独立型支援を利用していないと回答した里親養育家族が18世帯あった。このうち15世帯は、独立型支援を提供されていたか、申し立ての時点でその利用可能性を知っていたが、利用しないことを選択したことが明らかになっている。また、1世帯は解決するまで申し立ての事実を知らなかったが、里親委託支援機関は解決した時点で支援を提供しても役立たないと考えていた。他の2人の里親は、独立型支援を提供されたことを覚えていなかった。1件では、ソーシャルワーカーは、彼らが支援を受け、実際に利用していたことを確信していた。他の事例では、ソーシャルワーカーは、当時、独立型支援が提供されていたが、里親がそれを利用しないことを選択したと考えていた。

里親に正確には何が提供されているかについては、若干の混乱があった。1件では、里親委託支援機関が、委託している独立型支援サービスによって里親に提供されている内容を正確に理解していなかった。彼らは、対面支援を受けるために追加料金が必要なことを知らなかったため、手続きが遅延した。里親は、誰が自分の支援にお金を払うのかという議論に苛立ちを感じ、独立型ワーカーに会うまでに申し立てから2週間が経過しており、あまり役に立たないほど遅かったと回答した。

...彼らは、私達の支援のために、お金を払わなければならないことを知りませんでした。法律ではそうすることになっています。弁護士は、彼らにそのメッセージを送りました...。そのため、2週間後になって初めて彼女と話したのです...。支援ワーカーが実際にやって来たとき、私たちは少し安心しました。...私たちは彼女を必要としていなかったのですが、電話がかかってきたその日は彼女を必要としていました。その夜に訪ねてきて、私たちと一緒にいてくれる支援スタッフを必要していました。

独立型里親委託支援機関の里親

独立型支援に関する情報とその推進

ソーシャルワーカーは、独立型支援が何を提供できるのか、里親に対してより明確に説明する必要がある

と思われる。これによって利用が促進されるかもしれない。面接を受けた里親のほとんどは、独立型支援が自分たちに何を提供できるかを理解していると感じていたが、例えば、ある里親は、独立型支援は望んでいなかったが、法律や手続き上の助言や話し相手は欲しかったと述べた。また、別の例では、カウンセリングの提供を受けていたことが示唆されており、彼女自身はこれを否定する一方で、彼女が主要な独立型支援サービスの一つを受けていたとソーシャルワーカーは述べている。

里親の中には、今になってみれば、独立型支援によって利益を得られただろうと示唆した人もいた。独立型支援を利用していれば対処できたかもしれない困難について語った人もいた。例えば、警察の事情聴取に対する準備が不十分だと感じ、何を予期すべきかわからなかった人もいた。一方で、独立型支援を利用した里親は、この点に関するガイダンスを提供されたと回答した。独立型支援は、ソーシャルワーカーへのプレッシャーを軽減することもできる。

[SSW] は私たちと一緒に地獄を経験したと思います。なぜならば、私は不平を言い続けてきたのですから。ですから、私達は、彼女が引き受けるべき以上の多くのことを彼女に押し付けてきたと思います。独立型ワーカーがいれば、彼女がそんな経験をするとはなかったでしょう。

独立型里親委託支援機関の里親

独立型支援を利用しない理由

独立型支援を利用しないことを選択した理由として、里親は主に3つを挙げた。

- 彼らは、たいていは申し立てを「深刻ではない」と考えていたり、すぐに解決したために、支援は不要と感じていた。
- 自治体の里親の一人が指摘していたように、彼らは自分自身を、特に知らない人に対して、電話で申し立てについて話すことで利益を得られるような類の人間だとは考えていなかった。「かかってきた電話に出て話すような人もいますが、それは私の性分ではありません。信頼できて私と関係する人と話をする必要がありますし、私には他に人間関係があります。」
- 彼らは、そのことについて話す準備ができていなかった。

でも、申し立てが起こった当時は、誰かに電話をして、何が起こったのかについて全部を話す準備はできていなかったと思います。ですから、*[独立型支援機関に]* 電話して援助を求めることはしませんでした。見知らぬ人に話すのではなく、周りの知り合いに話す必要があったのです。それでも、誰もハグしてはくれないし、「大丈夫。もう一杯お茶を淹れましょう」とも言ってくれません。

自治体の里親

直後には、申し立てについて話し合う準備ができていないことが一般的であるため、里親が希望する場合は、後日支援を受ける機会が必要である。

ソーシャルワーカーは、里親が家族などから十分な支援を受けていると感じているために独立型支援を

利用しないことがある、と認識していた。マネージャーは、経験豊富な里親や、過去に申し立てを受けたことがある里親は、独立型支援を望む傾向が低いのではないかと感じていた。

私は時々...里親が経験豊富であれば、彼らは以前にも同じような経験をしたことがあるかもしれないと考えます。彼らは喜んで機関の支援を受けています。一方、他の里親は、申し立てを受けるのが初めてであった場合、その機関に対して非常に腹を立てることがあり、そのような場合には、常に独立型支援を提供することが賢明だと思います。

独立型里親委託支援機関のマネージャー

独立型支援はどのような形で行われたのか？

面接を受けた 12 世帯の里親は独立型支援を利用していた。通常、これは主要な独立型支援サービス（FosterTalk や The Fostering Network）のひとつを介して行われていた。しかし、ある事例において、里親は自治体が以前利用していた別の支援サービスを利用することを選択した。また、別の事例では、独立型里親委託支援機関が提供するカウンセラーの場合もあった。フェーズ 1 で独立型支援しか受けていないと記録された 2 件は、独立型里親委託支援機関で働いており、自ら支援を手配した里親は、自治体で養育を行っていた。

ほとんどの里親は、独立型支援サービスが感情的かつ実用的な支援を提供してくれたと感じているが、主に法的・手続き的なものとして支援を認識している人もいた。同様に、ほとんどのマネージャーは、独立型支援サービスがあらゆる種類の支援を提供していると感じていたが、一方で、一部のマネージャーは、法律的助言や事実に基づく助言は提供しているが、感情的な支援は提供していないと感じていた。これらのマネージャーは、別の SSW やカウンセラーなど、他の誰かが感情的な支援を提供するだろうと述べた。里親は、独立型支援として以下のものを認識していた。

情報と助言

- 法律相談
- 権利に関する助言（例：独立した人物による対面支援）
- 調査プロセスに関する明確なガイダンス
- 弁護士の選任
- 他の支援や助言の提供元への案内
- 警察の事情聴取に関する助言
- 遅延した場合に迫って調査してもらう
- 専門家に尋ねるべき重要な質問を里親に伝える

感情的な支援

- 申し立てに直面しているのは里親だけではないという認識
- 調査段階の背後にある論理的根拠を理解するために、質問できる人
- 誰かが自分のためにいてくれるという感覚

- 安心感
- 里親が必要としているときにそばにいてくれる人

面接を受けた里親のほとんどは、自分が受けた支援について非常に肯定的であり、受けた助言を信頼していた。また、里親委託支援機関の助言と異なっているにもかかわらず、受けた助言を信じる傾向があった。里親らは、申し立てに関与した他の専門家とは対照的に、連絡を取った相手がすぐに返事をくれ、通常の営業時間外でも対応してくれることが多いとコメントしている。

私が話をした男性はとても素晴らしく、申し立てなどについてひと通り説明してから、弁護士が必要だと明確に言ってくれました。そして、「もし必要になった場合は、電話をもらえるだけでかまいません」と言って、自分の名前を教えてくださいました。そして、「他にも助けが必要でしたら電話してください」と言ってくれました。つまり、とても良かったです。

自治体の里親

面接を受けた30人の里親のうち、1人だけが不良な経験をしたと言っているが、その内容はサービスの利用についてであった。里親は24時間対応の考えていたサービスに連絡したが、メッセージを残すことしかできなかった。実際の人と会話できたのは4日後で、しかもその人は自分の役割を明確にしていなかったと感じた。

対面支援

何人かのマネージャーは、必要に応じて対面支援はいつでも利用可能であり、これは主要な独立型支援サービスを介して、またはカウンセリングサービスから、追加で購入されるものだと回答した。ある独立型里親委託支援機関によると、申し立ての対象となったすべての里親には、直ちに6回のカウンセリングが提供された。他では、それほど積極的に提供されていなかった。

面接を受けた、独立型支援を利用した12世帯のうち7世帯は、里親が対面支援を受けていた。ある里親は苦情を言う前から初めて支援を受けており、別の里親は支援が遅すぎて意味がないと考えていた。残りの5世帯には、対面支援は提供されなかった。対面支援を受けた里親は、主に公式・非公式の会合に同行してもらうために利用し、ソーシャルワークチームとの間で論争になったときに誰かがバックアップしてくれることが主な利点だと考えていた。通常これには、ソーシャルワーカーと里親双方の発言に対する認識の違いが生じている。また、里親が言われたことをすべて覚えておくのは難しいことから、会合でメモを取ることも有効であった。

彼女はそこでたくさんのメモを取っていたのですが、そのメモが役に立つことができました。主任が何かを言い、それを弁護士が記録していたのですが、彼女が記録した質問に戻ると、主任が「そんなことは言っていない」と前言を撤回していたのに対し、彼女は「ここに書いてあるのだから、言っているはずですよ」と言ったのです。

独立型里親委託支援機関の里親

また、独立型支援ワーカーは、里親が思いつかないような鋭い質問をソーシャルワーカーに投げかけたり、里親に質問があることを知っていれば、里親が感情的になって質問を忘れてしまっても、その質問を促すことができた。また、マネージャーを含めてメールを送るなど、より生産的に回答を得ることができたと評価されることもあった。

このような支援を受けた里親は、この支援を肯定的に受け止めており、申し立ての対象となったすべての里親がこの支援を利用すべきだと考えている。

*私はすべての人が支援を受けることをお勧めします。単にそこにある支援という理由で、必要ないと思っ
ていても、です。会合に参加しても、「彼らはこんなこと言ってたかしら」「あんなこと言ってたかし
ら」と思うことがありますが、彼女はそれを書き留めているので知っています。彼女は感情的ではな
く、感情から切り離されているので、事実を正しく理解し、事実を書き留めて、あなたは書き留めたも
のをもらえるのです。それは本当に良いことです。*

独立型里親委託支援機関の里親

独立型支援、特に対面支援は高く評価されたが、彼らが関与することがプロセスに大きな影響を与えたという示唆はなかった。むしろ彼らの関与は、里親にとって、プロセスをより簡単に快適なものにすることができた。

申し立て後の結果

このセクションでは、まず申し立てを受けた後の里親養育の結果について報告し、次に感情面、経済面、家族面での影響など、里親養育の結果以外の影響について報告する。

申し立て後の里親養育の結果

立証不能の申し立ての後、フェーズ1では84%（160）の家族が里親養育を継続した。これは、予備的研究の少数のサンプルに比べて、はるかに高い割合である。ごく少数の事例ではあるが、これは登録の変更後のことである。さらに2人は継続していたがその後やめ、3人は継続していたがその後登録解除したと報告されている。20人の里親が直ちにやめたが、必ずしも申し立てが原因ではない（家庭の事情など）。5人が登録解除した。

申し立て後の結果に関連する里親の特徴

単身であることと、やめることまたは養育継続との間には、関連性は見られなかった。

表 11：里親養育の年数と申し立ての結果の関係

		里親養育の年数 (%)									合計 (%)
		0～4 年	5～9 年	10～14 年	15～19 年	20～24 年	25～29 年	30～34 年	35 年以上	不明	
結 果	継続	86(83)	34 (81)	22 (88)	9 (90)	1 (100)	1 (100)	1 (100)	2 (100)	4 (100)	160 (84)
	継続—その後 登録解除	1 (1)	0 (0)	2 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)
	継続—その後 やめた	0 (0)	1 (2)	1 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
	登録解除	3 (3)	2 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (3)
	やめた	14 (13)	5 (12)	0 (0)	1 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	20 (10)
合計		104 (100)	42 (100)	25 (100)	10 (100)	1 (100)	1 (100)	1 (100)	2 (100)	4 (100)	190 (100)

表 11 によると、申し立て後も里親養育を継続した人で里親養育経験が 0～4 年なのは 54%、やめた人で里親養育経験が 0～4 年なのは 70%であったが、その差はわずか 3 人であった。これを、調査対象者全員の養育期間を示した表 3 と比較すると、養育経験の少ない里親は、申し立て後にやめる可能性がわずかに高い。しかし、この関係は、過去に養育した子どもの数とは関係がなかった。

過去に養育した子どもの数は、申し立て後の結果とは関連していなかった。やめた人の 50%、継続した人の 47%が最大 4 人の子どもを養育していた（研究全体で 4 人までの子どもを養育している人と同じ割合）。継続した人のうち、15 人未満の子どもを養育していた人が多数であった（82%）が、25 人以上の子どもを養育していた人は 16%であり、やめた人の中に 25 人以上の子どもを養育していた人はいなかった。多くの子どもを養育してきた比較的少数の里親は、申し立てを受けてやめる可能性が低かったと考えられる。しかし、申し立て前に他の子どもを養育していなかった里親のうち、20 人は継続（継続した人の 14%）、3 人がやめた（やめた人の 17%）。

表 12 は、申し立て後の結果と報告された研修との関係を示しているが、研修の問題については、本報告書の後のセクションでさらに詳しく説明する。

表 12：研修別の申し立ての結果

結果 (%)						
研修	継続 (%)	継続—その後登録解除 (%)	継続—その後やめた (%)	登録解除 (%)	やめた (%)	合計 (%)
空欄／わからない	8 (73)	1 (9)	0 (9)	1 (9)	1 (9)	11 (100)
なし	7 (88)	1 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (100)
養育スキルのみ	11 (61)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	6 (33)	18 (100)
養育スキル＋その他 (申し立て以外)	63 (90)	0 (0)	0 (0)	3 (4)	4 (6)	70 (100)
養育スキル＋申し立て	10 (91)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (9)	11 (100)
申し立て、ただし養育スキルは無し	30 (94)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (6)	32 (100)
その他	31 (77)	0 (0)	2 (5)	1 (3)	6 (15)	40 (100)
合計	160 (84)	3 (2)	2 (1)	5 (3)	20 (11)	190

表 12 によると、フェーズ 1 のサンプルの中で、申し立てに関する特別な研修を受けたと報告された里親は 43 人 (23%) しかおらず、そのうち 3 人だけが申し立て後にやめている。

フェーズ 1 での回答の分析によると、面接を受けた里親 30 人のうち、23 人が養育を継続し、7 人がやめていた。このうち、完全にやめたのは 3 世帯だけで、他の家族は (申し立てとは関係ない理由で) 一時的にやめたか、他の里親委託支援機関に移っていた。独立型里親委託支援機関から自治体に移った 2 世帯は、申し立てのためにアセスメントや承認が大幅に遅れ、その後の養育の遅延につながったと感じていた。そのうちの 1 人は、自治体の委員会が特に厳格だと感じており、根拠のないものよりも裏付けのないものとして終結した申し立てについて、多くの質問をされたと答えている。

やめた里親

面接で報告されたある事例では、里親が初めて養育し、数年にわたって受け入れていた委託で、子どもが申し立てを行った。このような里親は、何年も続くと思っていた自分の里親養育のキャリアが突然終わってしまったことをとても悲しく感じていた。彼らは申し立てを聞いてすぐにやめることを決意したが、もし自分がもっと好意的に扱われ、その後の支援が充実していれば、考えを改めたかもしれないと感じている。彼らの処遇に対する不満は、独立型里親委託支援機関よりも子どもの委託当局に集中していた。

そして彼らは去っていきます。里親がいなくなる理由は、その後の支援が酷いものだからだと思えます...正直に言うと、実際の里親養育制度に感じていた信頼はなくなってしまいました...。もう二度と里親養育をすることはないでしょう...これ以上子どもたちを助けられないのは残念ですが、そのリスクを負う覚悟はありません...もし里親養育をすることをどう思うかと尋ねられたら？絶対にやってはいけないと言うでしょう。

独立型里親委託支援機関の里親

2 番目の家族も、比較的新しい、経験の浅い里親であった。この家族にとって最後の難関となったのは、警察がさらに調査を進めるには「証拠不十分」と言っているにもかかわらず、あたかも有罪であるかのように話しかけてくる審査室の対応だった。

3 件目の事例では、里親は申し立てによってやめるという決断をしたものの、より協力的な別の SSW がいれば、養育を継続できたかもしれないと感じていた。この里親は、概ね支援的ではないとみなしていたソーシャルワーカーに、申し立てに関する自分の気持ちを相談することができないと感じていた。申し立てを起こした子どもたちが移動したとき、SSW は里親に「素晴らしい仕事をした」と言い、里親は「肯定的なフィードバックを受けたのは初めてだった」と述べた。

やめることについては不確実性が残る

やめなかったある家族は、申し立て以降、委託が行われず、その原因が申し立てだと考えていたため、独立型里親委託支援機関から自治体への移行を検討していた。また、現在の委託を完遂したいと考えている家族の中には、その後、里親養育をしたいかどうかを真剣に考えている里親や、将来的にやめる可能性を否定しない人もいた。

養育を継続した里親

里親は、通常、家族と話し合った後、継続することに決めたと答えている。面接を受けた、里親を継続している里親のほとんどが、やめることを真剣に考えたことがあると答え、やめることを考えなかったと答えたのはわずか 6 世帯であった。里親は、心に傷を負ったことと、申し立てがどう扱われたかの両方を理由にやめることを検討していた。中には、別の申し立てが起こされることやそれによって起こる結果を恐れて、二度と同じようには里親養育をすることができないと感じている人もいた。また、実子（多くの場合は成人）からやめることを迫られていると感じたり、継続することが実子（多くの場合

は未成年) に対して不公平だと感じる人も多かった。ある自治体の里親は、あまりにも傷ついていたため、直後には「もうやらない」と答えたと言明している。その後、彼女は継続することを決意した。

「あと、もう一度やってみようと思ったのですが...娘2人はとても怒りました。『ママ、やめてよ』と言われました。」ある独立型里親委託支援機関の里親は、以下のようにコメントした。

子どもたちの世話をするのに求められる非常に高い基準を満たすために、自分の人生や自分自身の多くを犠牲にすることが期待されています。.....申し立てを受けたときには、「もういいや、できる限りのことをしたのにこの結果だ」と思うでしょう.....ここで刑務所に入ることになるかもしれません(笑) 本当に深刻で、それが人生に与える影響を人々は理解していないと思います。それに、もし犯罪調査に何か悪いことが書かれて、里親養育をやめることになったら、次の仕事を探すのは..... [本当に難しいです]。独立型里親委託支援機関の里親

里親が里親を続ける理由として最も多かったのは、申し立てや加害者に「負かされたくない」、好きなことをするのを止めたくないという思いに気付いたためであった。彼らは、自分たちが達成したことや、自分たちが良い里親であることを思い起こした。ある家族は、申し立てに関与した幼い子どもが自分たちの手に戻されていなければ、養育を継続しなかっただろうと述べた。中には、彼らのもとに長期間預けられていた他の子どもたちのために、継続しているという人もいた。例えば、もう一人の子どもが過去に何度も委託を経験していた家庭では、独立型里親委託支援機関の里親はこう指摘している。

「また、彼女のせいではないということを知るために、[他の長期委託が] 私たちのところに戻ってくる必要があったという事実がなければ、私たちは継続しようとは思わなかったでしょう」。

里親が、彼らのもとに長期間預けられていた子どもたちへの影響を心配して、これ以上の委託を制限するよう決意することもあった。

中には、やめることで自分が有罪だと思われることを心配する人もいたが、あるマネージャーはこれを認め、「里親がやめる場合、申し立てに何らかの真実性があると信じる傾向がある」と述べた。また、里親養育が自分のライフスタイルに合っていることや、親が実子と一緒に「家にいられる」ことなど、より現実的な理由で継続している人もいた。ある里親は、子どもが将来的にさらに申し立てをするのではないかと心配していたが、里親養育を続けることで、そのような事態になっても法的な保障が得られると考えていた。他の里親と話をすることで、留まるように説得された里親もいた。

そして[他の里親は] 言ったのです、『でもそれでは、あなたは[申し立てを起こした子どもに] 自分の人生を乗っ取られてしまう。どうして、他の子どもを助けるためにやりたいことを、やってもいいことで台無しにさせてしまうの?』 私たちが続けた理由は、この里親の言葉なのです。

独立型里親委託支援機関の里親

里親の中には、特に専門家が自分に対して不誠実であったと感じている人は、申し立ての扱われ方がや

めたいと思う原因になったと感じている人がいる一方で、特定の専門家からの支援によって継続を決めた人もいます。

彼女が介入してすべてを引き継いでくれたので、すべて解決しました。つまり、彼女がいなかったら、今もまだ続いていただろうかと思います。今でも里親養育をしていただろうか？と。

独立型里親委託支援機関の里親

里親を継続している、ある里親は、自分に対する申し立ての扱われ方によって、新しい里親の募集に対する本人の態度が変わったと説明した。

以前は、里親になってもらうための里親養育会をよくやっていましたが、今はやっていません。なぜなら、そこでやっていることは、里親養育のうわべをよく見せることだからです。私が最初に里親養育を始めたとき、私は里親養育が大好きでしたが、ソーシャルサービスの対応のせいで、その気持ちは萎えてしまいました。

自治体の里親

やめることを考えなかった6人の里親には、申し立てをそこまで深刻ではないと見なした人や、子どもの行動や申し立てを行った履歴から申し立てを予期していた人が含まれていた。

申し立てが立証不能として終結した場合の里親とその家族への影響

感情面への影響

里親は、様々な感情を表現した。申し立てを知らされたときの最初の反応で最も多かったのは、ショックであった。多くの人が、時には一見何の関係もない出来事で、何度も繰り返し涙を流し、体調を崩したりした人もいた。

くだらない些細なことでよく泣いていました。当時の私は、精神的にも身体的にも疲れ切っていたのです。すべての出来事が私を消耗させ、そこから抜け出すのに何週間もかかりました。

自治体の里親

多くの人が、時には子どもや親（申し立てを起こした当事者である場合には）に対して、しかし通常はシステムに対して怒りを感じていた。里親委託支援機関が自分の懸念に耳を傾けてくれなかったと感じたり、要求された支援を提供してくれていれば申し立てを防げたかもしれないと感じたりした場合には、特に怒りを感じていた。それが不合理であっても自分の無実を疑っていたり、システムによって「無罪が証明されるまでは有罪」として扱われていたりしたため、里親たちは自分たちに罪があるように感じていた。

.....すべては、無罪が証明されるまでは有罪なのです。そして私は、法廷に出頭したら、疑わしきは罰

せずだと言いつけましたが、これは逆です。あなたは有罪ですし、誰もがあなたを有罪とみなし、あなたは無罪を証明しなければなりません...そして、それには7ヶ月か...9ヶ月かかりました。

自治体の里親

また、自分が告発された内容を周囲の人が知っているだろうと感じ、それを信じるのではないかと心配する人もいた。

まさにこの世の地獄です。みんなが私たちを見ていると思っていました...彼女が私たちのことを何と言っていたか、みんなが知っていると思っていました。それはとても苦しい経験でした。

独立型里親委託支援機関の里親

里親は、友人や隣人、他の里親に、預けられていた子どもたちが突然いなくなったことを説明しなければならなかった。ほとんどの場合、親しい家族以外の人に対してはもっともらしい理由を話していた。

私たちは「ええ、人生を整理するために、里親養育を休むんです」と言っていました。そして、心の中では「私は死にそうで、誰にも言えない」と考えているのです。

自治体の里親

多くの里親は、警察との関わり、刑務所に送られること、子ども（里子と実子の両方）から引き離されること、申し立てが自分ではなく実子に関係するもので、実子の生活に大きな影響を与えるかもしれないこと、単純に未知のものへの不安など、様々な問題に対して恐怖を感じていた。ある自治体の里親は、以下のようにコメントした。「パトカーが通るたびに、ここで停まるだろうと思っていました。どうしようもなく、あの週は怖かったですね」。

ある里親家族は、申し立てを起こした子どもの家族に怯えていた。

つまり、仕事の帰りに車を運転していても、何かあるんじゃないかと心配になります。家に着いたら、ドアに「強姦犯」と書かれているのを見つけるんじゃないか？侵入されて犬が殺されるかもしれないと思うと怖かったのです。愚かなことですが…。

独立型里親委託支援機関の里親

告発された内容がわからないことが、もっとも深刻だと感じる里親もいた。多くの人は、申し立ての内容を知らされるまでの待ち時間を、自分を安心させたり（そんなに悪いことではないはずだ、でなければ、すぐに子どもを連れて行ったり、警察が介入したりしたはずだ）、自分を苦しめたり（子どもを家に帰さなかったということは、酷いことに違いない）して過ごした。

...自分が告発された内容を知らないのは良いことではありません。自分が何をしたのかを考えようとすると、頭が過熱状態になってしまいます...それは、わからないこと、知らないことへの恐怖です。

自治体の里親

申し立ての結果、子どもたちが移動させられた場合、里親は面接で、子どもたちと過ごした楽しい時間について話し、委託の終結の方法としては悲惨だと説明する傾向があった。

面接を受けた少数の里親は、感情面での影響はほとんどないと感じていた。これは、情報を持っているかどうか（例えば、子どもが過去に申し立てを起こしたことを知っていた）だけでなく、里親の合理的・客観的に判断する能力にも関係している。例えば、里親の中には、特定の子どもの行動から申し立てを予期していたという人や、子どもが家族のもとに戻る方法を探していただけだと理解していたと言う人もいた。また、申し立ての性質にも関係する。例えば、潜在的な申し立ての規模から見て、それほど深刻ではないと思われる場合などである。

全体として、申し立ての影響は非常に個人的な経験だった。性的な申し立てやより深刻な身体的申し立てを受けた里親は、非常に動揺していた。同様に、自分が誇りに思っていた養育基準が疑問視されたことで、涙を流して動揺した里親もいた。里親は、子どもの世話をしたくて里親になったのに、子どもに対する残虐性（身体的、精神的）を告発されるのは非常につらいことだと指摘した。他の里親は、やめた事例では好きなことを諦めざるを得なくなったことを悲しんだり、実子たちへの影響について話す場合、面接中に動揺してしまった。ほとんどの里親は、申し立てそのものと、その後に受けた処遇の両方に動揺していたが、申し立てそのものよりも自分が受けた処遇にはるかに動揺したという人も少数いた。

説明の必要性

里親は、申し立ての背景にあるものを理解する必要性を感じていた。面接の時点では、多くの人がこのことを合理化しており、事実上、自分が前に進むために必要な説明をつくりあげたことを知っていた。例えば、ある独立型里親委託支援機関の里親はこうコメントしている。「自分なりにちょっとしたストーリーを作ってみたところ、少し気分が明るくなりました…。彼がなぜそう言ったのか…私の頭の中ではとても単純なことなのです。」

影響は持続する

里親は、影響は数ヶ月から数年にわたって継続したと説明した。多くの人が、18ヶ月から3年近く経っても、面接で申し立ての話をすると、動揺したり、まだ生々しい気持ちになると述べた。

…今年に入ってから、[パートナーに]「ねえ、2年前の頃は警察署にいたのよ」と言いました。つまり、私に深刻な影響を与えていたのです…。私たちはただ黙りこんでいました。そして、今でも自信が持てずにいます。

自治体の里親

影響に対するソーシャルワーカーの認識

面接を受けたマネージャーの中には、申し立てが里親の精神状態、幸福感、生活に与える影響を、ソーシャルワーカーが必ずしも完全には理解していないと感じている人もいた。しかし、SSW は概ね、里親が当時どのように感じていたかについて良好な理解を示しており、その影響を過小評価している人はわずかであった。SSW は経験した影響の幅を必ずしも認識していたわけではなかった。例えば、里親本人が影響を受けたとはっきり言っているのに、里親の睡眠や健康に影響を与えたとは思わないと答えている。他の SSW は、自信を回復させるための役割に注目していた。

でも明らかにこういったことが起こると傷つくと思います。私が思うに、それは、里親が感じるちょっとした傷跡です。なぜなら、彼らにとっては、自分の能力や実践、あらゆる種類の問題を疑うことになるからです。そしてそれは、自信という点において、また、この委託における肯定的な点や何か違うことをする必要があるかを一緒に考えるという点において、彼女の自信を回復させることなのです。

独立型里親委託支援機関のソーシャルワーカー

申し立てを起こした子どもとの継続的な関係

申し立てを起こした子どもたちの委託が継続している場合、一部の里親は彼らの世話を続けるのは難しいと感じた。これは、虚偽の申し立てを起こしてもそれを「罰せられなかった」結果である、と里親が認識している、子どもの行動の変化に関連しているかもしれない。

...その後、彼らは、里子だからそんなことを強制される必要はない、と考えるようになりました。私たちには人権があります...彼らは、すべてをでっち上げ、でっち上げをしてもそれを罰せられることなく、私たちをトラブルに巻き込みましたが、彼らに何の結果ももたらさなかったのです。... (子どもの) その後の行動は酷くなりました。

独立型里親委託支援機関の里親

また、場合によっては、子どもに対する自分の感情が状況を困難にしていることに、里親は気が付いた。また、その後、ソーシャルワーカーからの電話がかかってくることを心配して、「気が気ではない」と感じることもあった。これらの事例の中には、最終的に委託が崩壊したものもあり、これは申し立てとは直接関係ないが、一因であると考えられていた。また、子どものために「委託を完遂しなければならない」と考えていた里親が、委託が終了したときに安心としたという事例もあった。

...携帯電話を見ると、機関の番号が表示されています。「ああ、これは何だろう、彼女は何か別のことを言ったのだろうか？何が起こったのか、あるいは私が何かをしなかったのか、何をすべきだったのだろうか」。そして、常に不安を抱えているのです。

独立型里親委託支援機関の里親

他の里親は、その委託を続けたいと思っていたが、申し立てによってその子どもとの関わり方が変わってしまったと感じていた。その結果、子どもがまだ準備できていないうちに身の回りのことを自分です

るように促したり、家庭内の特定の成人が一定の仕事をするのを嫌がるようになることがある。親が幼い子どものことで申し立てをしていた場合、里親はあらゆるコブや痣に不安を感じていた。すべての里親がそう感じたわけではなく、申し立てが子どもとの関係に影響を与えなかったと答えた里親は、子どもが申し立てを起こした理由を理解できたからだと説明した。

心の中で、この子は拒絶され、愛されてこなかったとわかっている場合、その子の行動はすべて「私を拒絶して。心の中では私は愛されていない」ということに関するものです。もし私がそのことを知っていて、しかも小さな子だとしたら、見ていると愛情を求めている子どもだと感じるのです。ですから、（拒絶など）できません...

自治体の里親

ある事例では、申し立てによって、若者が自分の懸念を真剣に受け止めてもらい、里親が彼らと一緒にやっていこうとする意思を持っていることを知ったために、若者と里親との関係が強化されたと、里親とソーシャルワーカーは考えていた。ソーシャルワーカーが彼を委託から移動させようとしたとき、彼は自分がどれだけここにいたいかを実感した。

...本当に良い教訓が得られました。[子どもは]信頼できるはずの[以前の]里親に失望させられたり、虐待されたりした後で、「もし私があなたのことを思い違いをしたなら、その責任を引き受けます」と言ってくれ、一緒にいたいと思う人がいることを実際に知ったのです。そのことで、二人の関係はかなり前進したと思います。正直なところ、後から考えると、それは心理的な負担のあるものでした。それは私たちにとって多くの事務処理を必要とするものでした。少し妙な感じかもしれませんが、それで彼の信頼を得ることができたと思います。

「神よ、私は本当にあなたを信頼することができます。私も失敗したし、あなたを尊敬していませんでしたが、それでもあなたはまだここに私を望んでくださる。」という感じでした。

独立型里親委託支援機関のソーシャルワーカー

申し立て時に一緒にの委託であった他の子どもへの影響

一緒にの委託であった他の子どもがすぐに委託から外された場合、子どもに悪影響を及ぼすことは疑う余地がないが、子どもとの関係や里親にも影響を与えた。ある事例では、申し立ての扱われ方が劣悪であったため、里親は学校に迎えに行かなかった理由を子どもに説明しなければならなかった（代わりに行くはずのソーシャルワーカーが遅刻し、子どもが里親に電話をかけてきたため）。留守中、子どもが何度も電話やメールをしてきたが、里親は無視しなければならなかった。その後、この子どもは里親のもとに戻り、里親は彼女の信頼と人間関係を再構築しなければならなかった。他の里子が移動させられなかった場合は、里親は、そうなるかもしれないという不安に対処しなければならなかった。警察は何人かの子どもたちに事情聴取した。これは彼らにとってはトラウマになると同時に、子どもたちは何が起きているのかについて考え、その内容を知らされていなくても申し立てがあったことを知ることになった。里親の中には、そのような子どもが後になって「私を叩くつもりなの？」などと自分たちを試してきたとき、行動に変化があったと報告する人もいた。

ある家族では、クリスマスの直前にすべての委託が外され、すでに心に傷を負っていた家族に壊滅的な影響を与えた。里親は、自分自身の問題に対処するだけでなく、これらの子どもたちや、クリスマスが台無しになった実子への影響を心配した。ある家庭の里子は、申し立てを起こした子どもから学校で攻撃されたり、いじめられたりした。里親は、この問題を解決するための専門家からの支援を受けられず、申し立てを起こした子どものニーズが優先されていると感じていた。里親は専門家に「彼女も同じ社会的養護児童ですが、彼女を守るために何をしていますか？」と話した。

子どもと一緒にいることを許されない、被告人である里親

申し立てが性的な性質のものであった場合、調査のいくつかの段階において、里親は、子ども全員と接触することに制限が設けられた。これによって、スーパーバイズなしでは孫の面倒を見ることができなかったり、実子（または加害者とされる人物）が家庭を去さなければならないこともある。このような子どもたちは、親と離れることに必ずしも慣れておらず、これを辛い経験と考えていた。

きちんと食事をしておらず、とても疲れていましたね。彼女が心配しているのがわかるので、あの血まみれの1週間を不必要に過ごさせてしまったのだと思いました。でも、私たちはソーシャルサービスの要求に従いました。

自治体の里親

家族関係への影響

カップルとして里親になっていて、申し立てが家族関係に悪影響を与えたと感じた人は、半数以下だった。議論になったのは、たいていは里親養育を続けるかどうかについてであった。パートナーの無実を疑ったことがあるという里親はいなかった。直接申し立てに関連する議論は、里親が申し立ての内容や対象となっている人が誰かを知らない、初期の段階で行われた。少数の事例では、主要な里親が、このような状況を家庭に招いたことで家族から非難されていると感じていた。議論の原因として、調査期間が長く、何が起こっているのかわからなかったため、という理由もあった。

申し立てが自分たちの関係に悪影響を与えなかったと感じた里親は、彼らの関係性が強く、オープンで正直だったからだと考えている。

これらの里親は、パートナーが協力的であったと感じており、ほとんどの里親は、どちらかと言えば、申し立てによって二人の距離が縮まり、関係が強化されたと感じていた。2人の成人が申し立ての対象となったある家族では、そのおかげでお互いを理解し、支え合うことが容易になったと回答した。ソーシャルワーカーの中には、カップルの対処法を肯定的に表現し、彼らにとって有益な結果が得られたと語る人もいた。

...家族に与えた影響は、家族が強くなったことです。[主要な里親]のみに任せるのではなく、里親家族として養育を受け入れる傾向がありました。

里親の実子への直接的影響

里親の実子や孫が申し立ての対象となった事例や、里親の実子が警察の事情聴取を受けるなどして直接的な影響を受けた事例もある。ある子どもは、親が申し立てについて知るよりも前に学校で事情聴取を受け、パトカーが到着したのをクラスメート全員が見ている中、クラスから呼び出されたことを非常に恥ずかしく思っていた。

中には、他の子どもたちへの影響について、特に専門家の対応に強い憤りを感じている里親もいた。彼らは、社会的養護児童のニーズが最優先として扱われ、他の子どものニーズは無視されていると感じていた。この点について、ある人はセーフガーディングという概念の皮肉を語った。この事例では、他の数人の子どもたちが、警察が里親を連れて行くのを目撃したり、申し立ての内容に関与したものとして警察の事情聴取を受けたりするなど、プロセスに関わっていた。里親たちは、「当局はこれらの子どもたちにセーフガーディングを与えていない」と感じていた。

他に4人の子どもがいますが、社会的養護児童の1人は、ああ、彼女は特別扱いされているんだなど。彼女は悪いことなどしておらず...彼らはその子どもだけの味方をし、その間に4人の子どもを踏みにじりました。彼らはこの他の4人を無視しました。

独立型里親委託支援機関の里親

いくつかの事例では、家庭内で何らかの諍いがあり、それを幼い実子が目撃したあとに、申し立てが起こっている。里親はこれに動揺し、実子への影響を心配した。ある里親は、彼女が申し立ての意味することを理解しているかをソーシャルワーカーが確認している間、実子のことを考えていたと説明している。彼女の優先順位は、以下の通りだった。

... [子ども] を見ることに、誰も実際には話していないけれども彼が見たことに対応すること、それが彼にどのような影響を与えたのか。そして、もし他の子どもが入ってきたら、彼はどう関わるのか、また同じことが起こると彼は考えるのではないかと、そんなことが頭をよぎりました。

自治体の里親

里親の実子が申し立ての対象になることへの恐怖

里親は、申し立てがあって初めて、実子への潜在的なリスクを実際に認識したと回答した。多くの里親が最初に考えたことは、誰に対する申し立てなのかということであったが、ほとんどの里親は何とかしてソーシャルワーカーに、実子は関係ないと納得させようとした。

私たちは、申し立てが [息子] に関するものであることを心配していました。頭の中でそんな考えが聞こえたからです。[ソーシャルワーカー] は言ったのです.....彼女はそうすべきではなかったですが、[息子] ではなく、私たちのうち1人が対象となるように仕向けたのです。そして、私たちは.....私た

ちは、そのことで少し気分が良くなりましたね.....。

独立型里親委託支援機関の里親

家族への間接的な影響

里親は、子どもが申し立てに直接関与していなくても、里親への影響や親を心配していたことから、彼らも影響を受けたと説明している。

彼らは数ヶ月間、恐ろしい時間を過ごしていました。毎日、仕事から帰ってくると、「お母さん、まだ何も聞いていないの」「お母さん、まだ何も聞いていないの」と、ずっとそのことが気になって恐ろしく感じていたのです。彼らは私たちのことを...そして、家族にどのような影響があるのかを心配していたから、ずっとこんなことを考えていたのです。おそらく、「ママやパパが何かしていたらどうしよう」と思ったのではないのでしょうか。

自治体の里親

里親はまた、里子たちが彼らの養育から移動させられるとき、実子たちは、時には長い間一緒に暮らしてきた大好きな「家族」を失うことになるかと述べている。これにより、実子がその後の委託で里子から距離を取るようになる可能性があります。

里親の中には、この経験がすべての子どもたちとの関係に永続的な影響を与えたと感じている人もいた。

今、自分の孫と一緒にいると、私はとても意識してしまいます。以前は気にならなかったのですが、例えば...孫達は足を滑り降りるのですが、今は股の辺りに登ってくると怖くて、遠ざけてしまっています。私はずっと多くのことを気にしていて、それはひどく嫌なことです。

独立型里親委託支援機関の里親

申し立てについて子どもたちに伝えること

多くの里親は、成人を含む実子に、申し立てやその詳細について伝えないことを選択している。多くの場合、実子たちが里親養育を諦めてほしいと思っていることを知っていたからである。

私たちは黙っておこうとしたので、子どもたちは何が起きているのかを知りませんでしたし、今も知りません。申し立てがあったことは知っていますが、子どもたちがこんなことをする可能性があるなどと考えてほしくないのです。これがどれほど酷いことか知ったら、私たちに里親養育をしてほしくないと思うでしょうから。

独立型里親委託支援機関の里親

実際、子どもたちが申し立てについて聞かされた家庭では、里親は必ずと言っていいほど、子どもたちが里親養育をやめることを望んだと回答した。

里親が里親養育を続けた場合には、家族の中に別のレベルの圧力が加わった。

ソーシャルワーカーと独立型里親委託支援機関／自治体との継続的な関係

面接を受けた里親の中には、申し立てとその管理が SSW や独立型里親委託支援機関／自治体との関係に継続的な影響を与えていると感じている人もおり、中には専門家を信頼できなくなったと言う人もいた。3 件の事例では、彼らは、SSW が申し立てについて不正確なこと（すべての事例で、マネージャーがこの内容のある程度支持している）を家庭調査に書いていたと感じていた。しかし、それ以上に多かったのは、専門家が自分たちをどう見ているかに関する懸念だった。

申し立ての直前に里親に新しいスーパーバイズ・ソーシャルワーカーが加わっていた場合、両者は申し立てが関係構築に影響を与えたと感じた。それによってより難しくなったという報告もあれば、お互いをよく知るために役立ったという報告もあった。2 人の里親は、自分が受けた支援に不満を持ち、新しいスーパーバイズ・ソーシャルワーカーを要求した。

ソーシャルワーカーへの面接によると、里親がどれだけ傷つき、怒っているかをよく理解しており、忍耐強くそれに対応している人もいることが示唆された。双方の信頼関係が失われたために、里親と、里親委託支援機関や他の里親との交流が損なわれたと示唆する意見もあった。中には、人間関係を維持するために非常に努力し、申し立てについて里親と話し合い、長期にわたって支援してきたと感じている人もいた。彼らは、里親がどれほど動揺しているかを認め、彼らが失礼なことをしたり怒鳴ったりすることのある程度受け入れていたが、時折、この点に関する里親のプロ意識に疑問を呈した。中には、申し立てに至るまでの経緯やその後の出来事について、里親が一切の責任を負うことを拒否するという、より深刻な問題があったと感じる人もいた。

申し立てが生じた後の里親への委託

多くの場合、申し立てをを起こした子どもは、その委託に留まっていると報告されている。

フェーズ 1 のフォームに記入した回答者には、申し立て後に里親への委託が行われた理由や行われなかった理由、または委託がより困難になったかどうかを説明するのに役立つと思われる情報を追加するよう依頼した。申し立て以降、里親に他の子どもの委託がなされなかった理由としては、子どもがまだ委託中で空きがないことが圧倒的に多かった。他にも、例えばこんな説明がいくつかあった。「里親は、その後の問題や懸念があるため、保留にされています。」また、「申し立ての結果、里親が承認基準を非常に狭いグループ（乳幼児など）に変更することを要求したため、一致するものがまだ見つかっていない」。

面接を行った 30 人の里親のうち 9 人は、子どもが委託を離れた後に申し立てがあったが、残りの 21 人のうち 7 人のみが子どもが移動となり、そのうち 1 人は後に戻された。面接を行った 4 世帯の里親は、申し立て後に依頼される委託の数が減ったと感じていた。

里親が他の委託を受けた場合、申し立てに関するコメントがいくつかあった。ある自治体では、最終的に子どもを預ける前に、里親に多くの質問をしたと報告されている。別の事例では、申し立てに関係した子どもたちの委託を担当する地域チームが、里親にさらに兄弟姉妹グループを預けることを拒否した。

他の里親は、どの委託を受け入れるかについてもっと慎重になり、自治体に 28 日前の通知を徹底させることを決意した。「なぜなら、私たちは質問をしてもっと情報を得ようとしていましたし、ドアから入ってきた最初の子をそのまま受け入れるつもりはなかったからです。」ある里親は、その後、委員会²⁶が彼らのもとに承認する子どもの数が減ったと言い、申し立てがあったときに別の里親委託支援機関に移った別の里親は、新しい提供者において最初に承認された子どもの数に影響があったと述べた。

経済的影響

4 つの自治体のマネージャーは、申し立てを受けて子どもを移動させた場合の支払い制度はほぼ同じであると述べている。里親は、移動させられた子ども一人につき承認されたレベルの料金または報酬を継続して受け取るが、支払いのうち手当の部分（つまり、子どもに使う金額）は受け取らない。しかし、里親手当は、申し立て時に委託となっていた子どもの数に応じて支払われることが多い。そのため、里親に 3 件の委託が承認されていても、世話をしている子どもが 1 人のみだった場合、調査期間中は 1 人分の支払いのみを受領した。ニーズの高さを理由に、申し立てを起こした子どもと一緒にそれ以上の委託を受けないことに同意していた事例では、これは里親にとって特に厳しいと感じられた。

支払が行われる期間については多少の違いがあり、LADO（Local Authority Designated Officer）または委員会²⁷の最終決定によって、里親が里親養育の継続を承認される、または登録が解除された時点までであった。里親が正式に停止された場合にのみ給与が支払われているある LA では、給与の支払いを避けるために里親が停止されていない事例があったという指摘があった。別の LA では、より複雑なスキームがあり、3 ヶ月間で支払額が減少していき、その後の決定は裁量に委ねられていた。

独立型里親委託支援機関のマネージャーたちは、財務上の取り決めに関して、より多くのばらつきを回答した。ほとんどの独立型里親委託支援機関では、里親は、子どもが移動させられてすぐ、給料の支払いがすべて停止したと回答した。中には、数日間だけ子どもが移動させられ、その間、里親への支払いが停止される事例もあった。決まったスキームがなく、常に自由裁量で支払われるものもあった。また、委託をした LA が継続して資金を提供する場合にのみ、支払いが継続される事例もあった。自由裁量の支払いが行われた場合でも、その多くは、例えば 2 週間などの一定期間の支払いであり、支払いの料金要素のみが含まれているか、例えば子ども 1 人当たり 175 ポンドなどの設定料金が含まれている。

²⁶ 監訳者注。原文に注はないが、次の注にある委員会と同様のものを指していると思われる。

²⁷ 英国では、里親審査部会が、その見解に基づいて、個々の応募者を承認／再承認すべきかについて、機関に明確な提言を行っている。

他の独立型里親委託支援機関には、より寛大な固定スキームがあった。

里親の中には、調査に時間がかかり、委員会に復帰できる日を待たなければならないことで、養育できず、収入を得ることができない期間が長くなったと感じる人もいた。また、申し立てが終結した後も、里親委託支援機関からの委託の紹介が遅く、減額や無報酬の期間がさらに長くなったと感じている人もいた。

明らかに、仕事を持っているパートナーがいる家庭では、里親養育の収入に頼らずに済むため、状況は楽であった。しかし、このような事例では、パートナーの仕事が子どもと関わるものであった場合、申し立てによって影響を受ける可能性がある。里親は、ニーズが高い子どもの養育をしようとする、経済的な罰を受けるように感じていた。

私たちはこの子どもたちの養護に 100% 専念していましたが、私たちには子どももいませんでしたし、お金もありませんでしたし、何もない、手伝ってくれる人もいない、という状態でした。バックアップしてくれる支援がなければ、100% のコミットメントをする気が失せてしまうのです。

独立型里親委託支援機関の里親

里親の中には、以前、調査期間中に復帰できる仕事をしていた人もいたが、調査期間がどれくらいになるかわからないため、簡単ではなかった。また、里親は必ずしも働きたいと思う心理状態ではなかった。ある LA の里親は、里親手当の受給を続けられることをとても喜んでいた。「...というのは、私たちは仕事を得ることはできなかったと思うからです。なぜなら.....とても苦しかったからです」。

個人的な事情や話がどうであれ、多くの里親は、自分や家族が経済的に苦しんでいると感じていた。中には里親養育の収入がなくても生きていける人もいたが、これは明らかに単身の里親やパートナーの収入が低い人には影響を与える。

これはある意味で経済的な破綻でした。住宅ローンと通常の請求書の支払いのためにクレジットカードを限度額いっぱいまで使わなければなりませんでした。

LA の里親

立証不能の申し立てがなされる要因

子どもの情報とマッチング不良

面接を受けた里親（および一部のソーシャルワーカー）は、十分な情報がないまま子どもが預けられていると感じることが多いようであるが、そうした情報が常に得られるわけではないことも認めている。これは、マッチング不良と思われる委託となった場合の、申し立てに与える認識された影響、という点で、唯一の問題であった。何人かの里親は、より正確で適時の情報があれば、申し立てを起こした子どもの委託を受け入れることを「考え直しただろう」と回答した。これは緊急委託時に最も起こりやすい

ことであり、2人の里親は、子どもが移動中あるいはすでに移動した後に、委託を受け入れなかったであろうと感じるような情報を与えられたと回答した。新人の里親は特にその傾向が強く、良好なマッチングを確保する方法を学んでいなかったり、候補の委託を断ると自分の印象が悪くなると感じていたりするようである。

私たちは尋ねるべき質問を知らなかったと思います。そのため、もっと多くの情報が必要だと思います。これでは、里親を貶めてしまうからです。

独立型里親委託支援機関の里親

あるソーシャルワーカーは、経験の浅い里親が、より困難な若者の養育を求められているとコメントしており、このような里親が今回の研究対象に多く含まれている一因になっていると考えられる。また彼女は、より良い、定期的な研修の必要性も強調した。

私は、新しく承認された里親ほど、より複雑な若者を管理していることに気がつきました.....これは予防のためです.....里親は、最初から、本当に優れた知識を持ち、こうした若者をよく理解していなければなりません。そして、そのためには、常に最新の情報を得られるような研修が必要です。

独立型里親委託支援機関のソーシャルワーカー

ソーシャルワーカーは、情報が不十分であったり不正確な情報があったという里親の報告に異議を唱えたが、例えば子どもたちが様々なレベルの規則に対応しているために、過去の委託時とはかなり異なる行動をとることがあると述べた。ソーシャルワーカーの報告によると、逆に、里親が以前の委託における情報に抵抗を感じることもある。なぜなら、それは子どもが自分と一緒にいるときにどう振る舞うかには関係ないと思うからである。子どもが以前に申し立てをしていたことを知らされていなかったと里親が考えていた事例が1件だけあった。この情報があったからといって、子どもを受け入れるのを止めることはなかっただろうが、「少し警戒心を高めただろう」と回答した。この事例のソーシャルワーカーは、里親がこの情報を与えられていたと考えていた。

計画的な委託と永続性への委託

いくつかの事例では、里親は、計画された委託がうまく実行されなかったことで、子どもたちに困難をもたらしたと感じていた。養子縁組後に子どもが申し立てを起こした事例では、養子縁組の全体的な扱われ方が、子どもの見捨てられた気持ちを助長し、里親としての自分たちへの動揺や怒りにつながったと里親は感じた。特に、子どもが委託に関する考えに慣れるまでの時間と、それに対する気持ちを話し合う機会がもっと必要だった。いくつかの事例では、家族のもとへの計画された委託（実親家族に戻ることと親族による養育委託の両方）が延期された。これはやむを得ないことだと認められたが、それでも子どもたちにとっては不安であり、申し立ての一因となった可能性が高い。いくつかの事例では、子どもたちが委託前の期間に申し立てをしており、それが委託を早めるための試みであった可能性があると考えられた。ある里親は、そのときの子どもの態度をこう語っている。「もう家に帰る。もういい。ここにいたくないから。騒ぎ立ててやる。」

レスパイトに関する計画の不備

ある事例では、子どもたちは、十分な準備もなく、なぜレスパイトが必要なのかを理解しないまま、レスパイト（申し立てが行われた場所）に入れられたと、里親とそのソーシャルワーカーは認識していた。里親と SSW はどちらも、このことが申し立てに寄与した可能性があることを示唆した。また、実親から申し立てがあった事例では、実親が知らされていなかった短期間のレスパイトの直後に申し立てがあった。

長期委託における自己満足

2つの事例では、子どもたちが「家族の一員」となり、実子として扱われるような長期的な委託には、自己満足が入り込む可能性があることを、里親とソーシャルワーカーは認めていた。このことは、安全な養育の実践を妨げ、記録や報告に影響を与え、申し立てがあったときに里親をより弱い立場に置いてしまう可能性がある。また、申し立てによる感情的な影響をより大きくするとも考えられた。以下は、あるソーシャルワーカーのコメントである。

...私は彼らに言わなければなりませんが、何かが起こるかもしれませんし、異常があるかもしれませんが、なに、あなたは彼らを実子のように扱い続けているのです...何と書いていいかわかりませんが、他の里親は、子どもたちに感情的に関わることはないし、定石どおりにやっているのです、そのような家族にはほとんど申し立てはありません。

LA のソーシャルワーカー

これは、里親にとってはっきりしない問題である。里子を家族の一員として扱うことを目的としているが、過剰になってはいけないということだろうか（Schofield ら、2013 を参照）？ また、ソーシャルワーカーの自己満足を非難する声もある。ある長期里親は、子どもたちがいないときに抜き打ちで訪問が行われたことに不満を述べた。彼女は、もしソーシャルワーカーが放課後に抜き打ちで訪問していたならば、子どもたちがどのように世話されているかをより明確に把握でき、申し立てを整理するのに役立っただろうと考えた。

ソーシャルワーカーの訪問

ほとんどの里親は、児童ソーシャルワーカーが法定の要件に従って訪問を行い、子どもだけに会ったと回答した。しかし、一部の事例では里親は訪問の長さや質に満足しておらず、子どもたちがソーシャルワーカーの頻繁な変更を経験したり、ソーシャルワーカーがいない期間があったりする事例もあった。一連のソーシャルワーカーと新たな関係を築くことが困難であったため、自分の委託に関する懸念をソーシャルワーカーと話し合う機会は限られていた。

[申し立ての] 16ヶ月前から彼を預かっていましたが、その間に6人もソーシャルワーカーが変わり、1人もいなかった時もありました。私たちはオフィスに出向き、彼にはソーシャルワーカーが要る、ソーシャルワーカーが必要だ、とむだ骨を折ったのです。ほら、不可能です。彼には誰もいない、彼は怒っているし、イライラしている...誰も気にしてくれない、それが彼が感じていることです。

LA の里親

また、スーパーバイズ・ソーシャルワーカーも、子どもたちにソーシャルワーカーがいない場合、里親にとって困難であると述べた。申し立てが遡及的に行われたとき、ある里親は、これがスーパーバイズ・ソーシャルワーカーがおらず、児童ソーシャルワーカーが長期の病気休暇を取っていた時期に関連していることを認識した。そのため、彼らは非常に弱い立場に置かれていると感じた。

…そのため、申し立てが起きたとき、私たちはとても怖かったし、あの6週間、支援するソーシャルワーカーがいなかったことを考えていました。[申し立てをした子どもの] ソーシャルワーカーが病気で休んでいたのも、私たちはその間ずっと彼女に会っていなかったのです。だから…ああ、私たちはあの時、本当に孤独でした。

独立型里親委託支援機関の里親カップル

対照的に、数人の里親は、申し立てに対するショックを語り、子どもは問題があればソーシャルワーカーと話す機会が十分にあったとコメントした。

子どもへの支援不足

いくつかの事例では、里親が子どものために治療的支援やライフストーリーワークを行うことを繰り返して求めており、それが提供されていれば申し立ての可能性は低くなっていたかもしれないと感じていた。中には、教育や医療サービスなど、他の手段を通じて支援を得ようとした人もいた。

私たちは彼らに言い続けました…私たちが何度も電話で、彼には助けが必要だ、彼には助けが必要だと言ったのに、彼らは無視しました。それに私はとても怒っていました。そして、すべてのレビュー、すべてのソーシャルワーカーに対して、私は12ヶ月間そのようにしていました…

LA の里親

他のコメント

彼らが最初から私たちの話に耳を傾けて、あの若い女性に必要な支援をしてくれていたら、こんなことにはならなかったと思います…。もし彼らが彼女を支援し、学校で追加の支援をし、外に出て彼女ともう少し会ってくれていたら、本当にこんなことは起こらなかったと思います。

LA の里親

里親への支援不足

里親は、自分自身のための支援を求めたが、それはまだ実現していないと回答した。独立型里親委託支援機関では、独立型里親委託支援機関と LA のどちらがこの費用を負担すべきかという点で意見がわかれた結果として、このような事態になることもあった。

…私たちはレスパイトを要求していましたが、…レスパイトを得られたのは申し立てがあってからでし

た。彼らはお金を払わないでしょう！なぜなら、彼らは当時の行動が悪いとは思っていなかったからです。

独立型里親委託支援機関の里親

さらに、里親の中には、児童ソーシャルワーカーが子どもの行動管理を支援してくれなかったために、子どもが自分のやりたいことを何でもできると感じてしまったと考えている人もいた。

それがどういうことか、わかりますか？まるで1組の両親のような存在です。ソーシャルサービスと私たちがいて、彼らが母親、私たちが父親のようなものです。私たちが、「x、y、z」と言えば、あなたはあれやこれやをしなければなりませんし、彼らが「だめ」と言えば、する必要はないのです。

独立型里親委託支援機関の里親

しかし、他の事例では、里親は、児童ソーシャルワーカーが子どもの行動を管理する上で、助言をしてくれたり子どもへの直接的な働きかけの両面で、非常に協力的であると考えていた。

崩壊しつつあった委託

ソーシャルワーカーの中には、申し立てが起きたときには委託が崩壊しかけていたと感じる人も少数いた。このことが申し立ての発生に影響を与えた可能性もあるが、当時は明確な代替委託はなかった。例えば、ある事例では、里親が通知をしたにもかかわらず、その子どもに適した委託先が見つからなかった。ソーシャルワーカーは次のように語った。

本来移動させたかった時期に移動させられなかったことが、子どもにも里親にもプレッシャーを与えてしまったと思います…。そのプレッシャーが原因で、彼が「いいか？ここから出る。ここから出るつもりだけど、ここから出たいんだ。」と言うことになったのか どうか...わかりません。

LA のソーシャルワーカー

他の事例では、ソーシャルワーカーは、後から考えれば委託を終わらせた方が良かったかもしれないが、もし終わらせていたら、今はそれがうまくいったかどうかを考えていただろうと述べた。

記録と報告に関する矛盾した助言

里親およびソーシャルワーカーからは、申し立て後の安全な養育の実践方法と記録・報告方法の改善についてコメントが寄せられた。これは一般に肯定的な結果であるが、一部の里親に不安を引き起こした。多くの人が、「記録を取りすぎ」、あらゆる小さな問題を報告するためにソーシャルワークチームに電話をかけ、すべてを潜在的な申し立てとみなす傾向があると述べている。以前は、翌朝までソーシャルワークチームに報告するのを待っていたのに、当番チームに連絡することが多くなったという人もいた。

特に新人の里親は、記録と報告について矛盾した助言を受けたと感じることもあったようである。これは、申し立ての後に起こったことや、調査がいかに複雑で困難なものになったかに関連していることも

あった。

〔前の委託で〕〔児童〕ソーシャルワーカーと私たちのソーシャルワーカーがいたときは、日誌に書いたことについて毎日私たちに電話するのはやめてほしい、次に会う機会まで2〜3日置いてほしいと言っていました.....新しい私たちのソーシャルワーカーと新しい児童ソーシャルワーカーに対しては、どうして全く異なる対応だったのでしょうか.....彼らは、規則に厳密に、24時間以内にしていますが、私たちは何も知りませんでした。

LA の里親

ソーシャルワーカーの中には、彼らが非常に明確に記録していたと考えている人もいたが、他のソーシャルワーカーは、里親にとって困難である可能性があることを認め、将来的により明確になるように学習に反映しつつも、関連する主観的判断を認めている。

しかし、何年にもわたって子どもの世話をしていた、いつも自分が振り回されていて、子どもにいつも痣ができていたときは、難しいのです。

どのように、いつ報告すればいいのか、それが里親の悩みの種だと思います。

独立型里親委託支援機関のソーシャルワーカー

何人かのソーシャルワーカーは、申し立てから学んだ主なことは、報告と記録の必要性について里親にさらに明確に伝えることだと述べている。これには、スーパーバイズの際に回収されて、数週間見られない可能性がある電子記録ではなく、毎日Eメールで送信できる電子記録を里親に推奨することも含まれる。

ソーシャルワーカーとマネージャーの実践

ソーシャルワーカーとマネージャーは、申し立ての原因となりうる要因について、今後のために以下を行うことを示唆した。

- 里親とともに行動戦略を確認する回数を増やし、誤解を招くような方法を使う可能性を減らす。
- 子どもたちが養子縁組の準備期間にあるときは、里親ともっと話をして、プロセスについて懸念がないかどうかを確認する。
- 里親をより高いリスクに置く可能性のある、里親とSSWとの間のコミュニケーションの難しさに対する認識をさらに深め、共同作業を導入するか、SSWの変更を検討する。
- 言語的・文化的障壁に対する認識をさらに深め、里親への支援を強化する。

申し立てに関する里親への研修の実施

承認前の研修（例：養育スキル）

すべてのマネージャーは、承認前の研修で申し立てがテーマとして取り上げられていると回答した。こ

れには、申し立て後の手続きや支援、および申し立てを防ぐための安全な養育などが含まれる。マネージャーとソーシャルワーカーの両者は、申し立てがあった場合の手続きと支援に関する情報は「簡潔」であるか、「基本」をカバーするものであったと示唆している。

簡潔さの主な理由は、このようなコースでは限られた時間内に取り上げなければならない課題の量が多いということであった。ある独立型里親委託支援機関のマネージャーは、申し立ての具体的なテーマに約30分が費やされていたと指摘している。「これは種をまいて、1) 起こりうる可能性があること、2) それをもたらす影響について考えることについて、人々に認識してもらうためのものです。」

何年も里親養育をしている里親は、準備コースで取り上げられた内容を覚えていなかったり、申し立てについて言及されたことは覚えていても詳細は覚えていなかった。3分の1弱が、すべての側面（安全な養育、申し立ての可能性の認識、申し立てがあった場合の手続きや支援）が取り上げられていたと回答した。中には、議論されたもののうち、安全な養育のことしか覚えていない人もいた。里親は、安全な養育については十分に取り上げられていたが、最初の子どもを養育するまでは、実際にはその意味をよく理解できていなかったと感じていた。ある里親は、申し立てがまったく論じられておらず、特定の質問をしたにもかかわらず、答えを得られなかったと確信していた。

ソーシャルワーカーの報告は、里親の報告と非常によく似ていた。少数の人は、里親が記憶していたよりも手続きに重点を置いていたことを示唆したが、ほとんどの人は、安全な養育と申し立ての防止に主な重点を置いていたことを示唆した。何人かの里親は、里親委託支援機関が候補となる応募者を怖がらせたくなかったのではないかと示唆したが、ソーシャルワーカーやマネージャーによれば、それは正確な認識だった。ソーシャルワーカーもマネージャーも、里親が怖がって逃げてしまったり、申し立てのリスクやそれによって起こりうる結果を強調しすぎたりしないよう、バランスをとる必要があると話している。彼らは、承認前の研修のこの時点で一部の里親がいなくなってしまうことを認めた。

私たちは、どのように行うかを考えなければなりません.....実施するソーシャルワーカーが非常に熟練していることは知っていますが、バランスが取れるように、どのようにして行うかを考えなければなりませんでした。また、里親の実子が引き離されるようなことは実際には非常に稀なので、そのような感覚を持たれないようにしています。そして、子どもたちを連れて行くことが子どもたちに重大な害を与えると証明する必要があります。それを視野に入れるようにしています。

LA のマネージャー

ほとんどの里親が特に覚えている承認前の研修の内容は、警察が関与する可能性があることと、里子と実子の両方が養育から引き離される可能性があることだった。何人かの里親は、申し立てについての議論は「頭の中を通り過ぎてしまった」と感じていた。あるいは、子どもに危害を加える人物に関することだと感じ、立証不能の申し立てのリスクを理解していなかった。ここでもマネージャーはこのことを認識しており、「この段階では里親は自分の身に起こることは思っていないので、理解してもらうのは非常に難しい」とコメントしている。中には、単に情報を提供するのではなく、シナリオや双方向的な

セッションを活用するなど、最も意味のある方法で研修を提供する試みについて述べた人もいた。ソーシャルワーカーは、研修がどのように実施されたかについてより詳細に説明し、ケーススタディやシナリオを検討し、申し立てを経験した里親や、ある事例では自治体の指定責任者を招いたことについて話してくれた。

承認後の研修

いくつかの事例では、委員会承認後、ソーシャルワーカーがすぐに里親と方針や手続きについて話し合うこともあるが、その理由は、委託が翌日などに行われる可能性があるからである。ほとんどのマネージャーは、SSW は導入として里親と手引きを読み合わせるべきだと述べていたが、それが実際に行われているかどうかは必ずしも確認していなかった。また、申し立てへの対応に関するセクションは手引きの重要な部分であり、特に里親が不安を感じている場合には、里親と具体的にこの点について話し合っているという意見もあった。ある LA のマネージャーは次のように説明している。「評価を受けている当初から、私たちは申し立てなどについて話していますが、それは人々が恐れている 1 つの大きな問題であり、早い段階からその情報を必要としています。」すべてのマネージャーは、方針と手続きは通常イントラネット上で里親がすぐに入手できるようになっており、里親手引きには申し立てがあった場合に何が起こるかについての情報とガイダンスが書かれていると述べている。しかし、マネージャーたちは、申し立てが起こるまではこの情報はあまり意味がなく、したがってこの情報が維持されている可能性は低いだろうと認識していた。

1 件の事例のみ、里親が研修への参加を躊躇していることがマネージャーから示唆されており、これはフルタイムで働くレスパイトケアの里親であった。他の里親が研修への参加を嫌がっていたという指摘はなかった。実際、多くの人が参加を希望していたと述べられている。里親やソーシャルワーカーからの報告、およびフェーズ 1 のフォームのデータからは、研修に対する相反する意見がうかがえる。里親が申し立ての管理に関する特別研修に参加したと報告しても、ソーシャルワーカーがその記録がないと述べたり、その逆もあった。また、このような研修をいつ受講したかについても、里親が申し立てを受ける前か後かで意見がわかれていた。

セーフガーディングにしては、すべての事例で必須であった。ほとんどの人が、これは里親養育を始めてから 1 年以内に完了し、3 年ごと、場合によってはそれ以上の頻度で繰り返す必要があると答えている。しかし、長期里親が常にこれを達成しているかどうかについては疑問があり、また場所によってはそれが要件となっているかどうかについてさえ疑問があった。

以前は、3 年ごとにコア研修を更新するようになっていましたが、セーフガーディングもコア研修の 1 つです。しかし、もうそれを言ったりはしないと思います。コア研修を修了しているのであれば、再びそれを行うことは期待できません。現時点ではそうだと思います。

LA のソーシャルワーカー

一部のマネージャーは、LADO や地域の Local Children's Safeguarding Board などの他の組織が提供す

る学際的な研修に参加するよう、里親に勧めていると述べた。これは、人々が住む特定の地域に非常に関連しているという点で有用と見られており、ソーシャルワーカーが「素晴らしい」と表現した事例もあった。ある独立型里親委託支援機関では、すべての里親とソーシャルワーカー、支援ワーカー、マネージャーが参加できるワークショップを開催した。LADO は、里親養育における申し立てについての講演を行い、手続きを説明した後、質問を受け付けた。申し立ての対象となった後にイベントに参加した里親は、数人の里親しか参加していないことを残念に感じていた。彼女は、このセッションが非常に有益だと感じ、すべての里親にとってどれほど有益なものであるかを強調した。里親が他の研究で回答したように、様々な専門家がいることは特に有益であると考えられた²⁸。

申し立ての管理に関する特別研修

面接を行った 13 人のマネージャーのうち、8 人は申し立てに関する特別コースを提供していると答え、5 人は提供していないと回答した。2 つの独立型里親委託支援機関では、最近、特別コースが導入された。里親の半数強が、申し立ての管理に関する特別コースに参加したことがあると回答した。そのうちの 3 分の 1 は、申し立ての対象になった後のことであった。これらの知見については、自治体と独立型里親委託支援機関の間に差はなかった。

ほとんどのマネージャーは、申し立ての管理に特化した研修は必須であり、承認後 12～18 ヶ月以内に完了することが期待されると述べている。ある独立型里親委託支援機関では、里親が承認前にこれを完了することを目指していた。しかし、里親とソーシャルワーカーは、通常、このような研修は必須ではないと考えていたが、一部の人は、里親には里親養育を始めて 1 年または 18 ヶ月以内に研修を受けることが期待されていると述べた。申し立てに関する研修を繰り返すことが要件となっていたのは、わずか 2 件であった。申し立てを取り上げる特別コースを提供していない里親委託支援機関のマネージャーは、通常、意識的にそうしないことを決定したと回答した。このことは、バランスのとれた研修を提供する必要性と、このトピックを幅広い研修に組み込むことで、正当化された。

...より安全な養育やセーフガーディングの一環として研修を実施することで、文脈に沿ったものになると思います。独立した問題として取り上げた場合、時には関連性を作る必要があります...。例えば、記録スキルについて...私たちは次のように話すでしょう。「もしあなたが申し立ての対象となった場合、あなたの履歴は押収され、審査されることになるでしょう。記録することは、自分自身を守る方法であり、あなたの家庭で何が起きているかを示す方法であり、また何が規範を逸脱しているかをあなたが確認するための方法なのです」

LA のマネージャー

しかし、申し立てへの対応を検討している別の自治体のマネージャーは、セーフガーディングに関する研修の中で申し立てについて取り上げるという既存の戦略が十分であるかどうかを疑問視していた。

「苦情や申し立てを経験した里親からのフィードバックによると、それが本当に的を射ているかどうか

²⁸ SEBBA, LUKE, PLUMRIDGE ら (2016)、LONDON FOSTERING ACHIEVEMENT PROGRAMME の評価。ロンドン：GLA

わかりません...」。

いくつかの事例では、家庭内の里親のうち1人だけが申し立てに関する研修に参加しており、申し立ての対象となった里親は必ずしもその人とは限らなかった。また、より一般的な問題として、フルタイムで働いている二次的な里親や支援する里親（レスパイト委託を請け負う）に研修を提供することの難しさが挙げられた。面接の中で、二次的な里親は、セーフガーディングや安全な養育についての研修を電子的に完了したと言うことが多かったが、これは必ずしも効果的ではないと考えられていた。ある独立型里親委託支援機関では、ソーシャルワーカーがこの問題に対処する独自の方法を開発しており、スーパーバイズ時に二次的な里親に研修資料を渡して「ミニ研修セッション」で一緒に確認し、1ヶ月後に実質的な「テスト」を行った。

研修の内容

面接を受けたマネージャーの一般的な意見は、承認後のコースは承認前のコースと同じ内容をより深く、詳細に取り上げているというものであった。里親委託支援機関の中には、外部の講師を用いてより高度な研修を提供しているところもあった。マネージャーの中には、里親が申し立ての内容を知らされない理由や、SSWと里親の関係が変わること、調査は里親委託支援機関のコントロール下にはないことを強調するなど、伝えるべきと考える重要なポイントを挙げている人もいた。コースでは、申し立て後のプロセスや、独立型支援を受ける権利などが取り上げられているとのことであった。

...里親は最初、明らかにあまり良い話題ではないと言っていましたが...段階を経て、昼休みには実際に全員がやめそうになっていました。彼らを引き戻さなければなりません。里親が自分の経験を語り、それにもかかわらずなぜ里親を続けているのかを語るビデオは、人々を引き寄せるのにとっても役立つと思います。

独立型里親委託支援機関のマネージャー

面接を受けた里親たちは、研修では、申し立ての機会を最小限に抑える方法で、子どもたちに安全な養育と世話を提供するという点について、研修で十分に引き上げられていると感じていた。これには、適切な記録と報告の重要性も含まれていた。しかし、面接を受けた里親（LAと独立型里親委託支援機関の両方）の4分の1以上が、自分を対象とした申し立てがあった場合に起こることに対応するための研修を受けていないと感じていた。例えば、プロセスや手続き、感情的・経済的影響の可能性、子どもが養育から外される可能性があること、どのような支援を受けることができるか、などについては取り上げられていなかったと述べた。彼らは、調査にどれくらいの期間がかかるか知らなかった。

里親は、関連する研修の内容として、政策や手続き、警察や弁護士が関与する可能性、SSWとの連絡の欠如、独立型支援の利用可能性、子どもが行う申し立ての異なる種類、立証不能の申し立ての背後にある理由、個人的には子ども達を受け入れないように言われる理由などを挙げている。

数人の里親は、ケーススタディに取り組んだことや、申し立てを経験した里親から話を聞いたことを覚

えていた。これは強力だと考えられていた。

...そして彼女は、(申し立てが) どのように、いつ起こったのか、そして彼女が何をしたのかを話してくれました。部屋にいる全員が、針の落ちる音が聞こえるほど静まりかえっていました...彼らは、私たちが何も知らないような状況に陥らせることはありませんでした。

LA の里親

面接を受けたソーシャルワーカーのうち、研究に参加した里親が受講したコースでどの話題を扱ったかについて、自信を持って報告できる人はほとんどいなかった。セーフガーディングの研修は申し立てを防ぐことに重点が置かれており、申し立てがなされた場合に何が起こるかについては非常に一般的な言葉でしか説明されていないという、里親の意見を確認するコメントもあった。また、以下の独立型里親委託支援機関のソーシャルワーカーのコメントが示すように、申し立ての管理という側面は取り上げられていなかったことを認める人もいた。「取り上げられていることは知っていますし、実際、トレーナーはかなり深く掘り下げて説明していますが、それはプロセスに関することだけで、感情的な感覚については説明されていません。」里親は、感情的な影響を扱う内容が必要だと確認した。

子どもの委託が開始する前に、もっと早く研修を受けるべきだと考える里親もいた。

回答者 F さん：振り返ってみると、里親になる前に、申し立てのコースを受講するべきだと思います。

回答者 M さん：... (申し立て) が起こったとき、私たちはただひたすら落ち込んでいましたが、もし研修を受けていたら、たとえその研修中であってもリスクはあったのですから、起こった場合に、このリストを見て、誰に電話をかけるべきか、いつ電話をかけるべきか、何をすべきかがわかったはずで

す。

回答者 F さん：ええ。そして、私たちには何もありませんでした...。

回答者 M さん：私たちはパニックになっていました。私たちはどちらに向かえばいいのかわからない状態でした。

独立型里親委託支援機関の里親

里親は、どんなに研修しても申し立てを防ぐことはできないことを積極的に指摘した。彼らは、特に感情的な影響という点で、研修では「本番」に備えることはできないと感じていた。

...彼らはあなたと一緒に多くのことを経験し、その可能性に備えてあなたを支えようとしています。しかし、申し立てという嵐に完全な備えをすることはできないと思います。あなたに対して申し立てが起こされたと言われたときに、精神的にも、...身体的にも、胸がつかえるような状況に対する備えはできないでしょう。

独立型里親委託支援機関の里親

申し立てに関するその他の形態の情報と支援

何人かのソーシャルワーカーは、里親の手引きに記載されている申し立てに関するセクションについて言及した。この手引きは、多くはオンライン上で里親が容易に入手でき、頻繁に更新される。しかし、里親は、可能な限り多くは、また本来見るべきほどには頻繁に手引きを見ていないという認識もあった。

すべてのソーシャルワーカーは、安全な養育についてはスーパーバイズ中に日常的に話し合っていると言い、多くの場合、スーパーバイズ文書のセクションを参照しながら行っていると述べた。これには通常、家庭や子どもの安全な養育に関する方針の更新や、問題のある出来事をソーシャルワーカーに完全かつ適時に記録・報告することの重要性を、里親に注意喚起することなどが含まれる。里親は、安全な養育についてスーパーバイズの際に日常的に話し合っていることを確認したが、数人は申し立ての対象となった後、より多く話し合われたと感じていた。マネージャーの中には、スーパーバイズの際に里親と1対1で申し立てについて話し合っていると回答した人もいる。また、ある事例では、里親の承認後2週間以内に行うべきSSWによる導入の一部として申し立てを取り上げていた。里親は、マネージャーやソーシャルワーカーの意見とは逆に、スーパーバイズ場で申し立てについて話し合われることが多いとは感じておらず、申し立てが起きたときのみだと考えていた。

研究に参加した里親のほとんどが、支援グループに定期的に、または「可能なときに」参加していると述べた。申し立てについて話し合ったことを覚えている人は、申し立ての対象となった里親が非公式に話題にした場合を除いて、ほとんどいなかった。より公式に教育的な方法で話題として取り上げられたことを覚えているのは3人だけだった。さらに多くのソーシャルワーカーとマネージャーが、時には、ゲスト講演者（例：LADO、申し立てを経験した里親、FosterTalkの代表者）を含むこのようなイベントが行われていることを示唆したが、マネージャーは、里親が出席する義務はないと指摘した。

里親の中には、自分に対して申し立てがあったときに、なぜ「ただ信じてもらえない」のか理解できない人もいた。彼らは、これまでの記録、子どもの行動、子どもが委託から外れたいと言ったことなどが考慮されるべきだと考えた。そのような里親の言葉を借りれば、「専門家であればこれを見抜くことができるはずだ」ということになる。

また、少数の里親の中には、申し立てを客観視できていないように思われる人もいた。彼らは子どもに腹を立てており、彼らの話は「子どものためにしてきたすべてのこと」と「子どもが恩知らずで、申し立てで彼らに『お返し』をしたこと」に集中していた。これは、これらの里親が、申し立ての時点でより良い支援と同時に研修も必要であったことを示唆している。これは、申し立てを行う様々な動機や、すべての申し立てが適切に調査されなければならない理由をよりよく理解する必要があることを示唆しているだけでなく、同時に、社会的養護児童についてや、子どもたちが彼らに感謝しない理由についても理解を深める必要があることを示唆している。子どもに失望させられたという強い感情は、長期の委託でより多く見られ、おそらく里親養育とペアレンティングの違いを再認識させるため研修を更新する必要があるだろう。

一部の里親にとっては、関連する研修や方針の策定、あるいは新しい里親の募集に関わるという点で、肯定的な結果が得られた。しかし、何人かの他の里親は、同様の方法で貢献するよう依頼されたが、実際には実現しなかった。

本研究の限界

この研究では、デリケートな話題を扱っている。そのため、両フェーズの募集は困難であり、当初の目標であった 200 件に対し、寄せられた申し立ての回答は 190 件だった。さらに、当初は 39 人の里親を目標としていたが、面接を行ったのは 30 人であった。また、彼らの事例に関わったソーシャルワーカーやマネージャーの中には、追跡ができなかったり、参加を希望しない人もいた。このサンプルが代表的であると仮定することはできないが、我々はこのサンプルと全国の里親集団との共通点や相違点を明確にしている。本研究の主な不足部分は、里親養育サービス提供者を通じて募集され、登録解除した里親の面接を確保できなかったことによる。このような里親は、予備的研究でも少数であったため、自分の経験について最も極端で否定的なフィードバックを提供した可能性がある。

多くの研究がそうであるように、後になってみると、研究デザインには改善すべき点がある。特に、フェーズ 1 の回答によっていくつかの質問には曖昧な点があることが示唆され、その回答は研究者が立ち会わないまま里親養育サービス提供者が記入したものである。質問はもっと明確にすることができたことが示唆される。面接した人に関して我々はこの情報を有していたにもかかわらず、子どもがすぐに委託から外されたかは明確に尋ねなかった。また、最初の申し立てから終結するまでの期間については尋ねなかった。

誰が支援を提供したかについて結論を出すのは、治療的支援や里親のピアサポートを「独立型」として回答者もいれば、そうでない回答者もいるという事実によって複雑になっている。実際には、里親の支援は、既知の同僚や、特別な訓練を受けた他の地域の里親が行うことができ、セラピストは、里親委託支援機関が雇用することも外部から招くこともできる。しかし、さらなる情報がなければ、確かなことはわからない。これは少数の事例にしか関わらないが、データに若干の不確実性が加わる。

本研究では、他の里親養育分野の研究よりもさらに、デリケートな要素が強いため、面接の時間や言葉に細心の注意を払い、古傷を開いて過度の苦痛を与えることなく、可能な限り最良の情報を得ることができるようになる必要がある。私たちは、倫理的かつ責任を持って行動し、さらなる傷を与えるようなことはなかったと感じており、実際、フェーズ 2 に参加した里親からは、面接によってカタルシスがもたらされたというエビデンスも得られている。私たちは、非常に豊富で有益なデータを有している。これは、申し立てが里親に与える影響について、近年英国で収集された最も広範なデータであるが、いくつかの重要な疑問がまだ解決されていないことを認める。

結論

里親と子どもの特徴

本研究に参加した里親は、平均年齢がやや若く、経験も少なかったことを除いて、里親の全集団との有意差はなかった。面接対象サンプルでは、里親養育経験はさらに少なく、申し立てがあった時点で67%が5年未満で、14年超の養育経験を持つ人はいなかった。しかし、彼らは広範な里親の集団とほぼ同数の子どもを養育していた。

本研究では、申し立てを起こした子どもたちを、より幅広い社会的養護児童の集団と区別するような有意な特徴はなかった。今回の研究では、全集団と比較して、ケア命令の下で社会的養護を行っている事例の割合がやや高かった。Biehalら（2014）の立証された申し立てに関する研究と比較すると、本研究における申し立てを起こした子どもには、ティーンエイジャーの若者がやや多く、5～9歳または15歳超の子どもが少なかった。委託は、里親の承認基準に適合していると報告されているが、面接の中でいくつかの事例では特別な取り決めが見られたものの、フェーズ1で提供された回答には記載されていなかった。

ほとんどの子どもたちは、里親の実子とは一緒にの委託ではなく、兄弟姉妹と一緒にの委託であったのはわずか30%で、兄弟姉妹以外の里子と一緒にいる子どもたちも同様の割合だった。面接からは、他の子どもの存在が申し立ての大きな要因になったというエビデンスはほとんど得られていない。60%近くの子どもたちが委託後1年未満であり、50%の子どもたちが初めての委託であった。このことは、多くの子どもたちが委託の変更を促すために申し立てを使うという、「制度の利用」を学んでいるという説と矛盾するかもしれない。過去に委託を受けていた人の25%が、過去に申し立てを起こしたことがあると報告されている。190件の申し立てのうち21件は、委託の終了後に行われたと報告されており、里親はこの可能性に注意する必要があることを示唆している。

独立型里親委託支援機関および自治体の里親委託支援機関

この研究の目的は、自治体で養育を行う里親と、独立型サービスで養育を行う里親の経験の違いを明らかにすることであった。分析の結果、「支払いの継続性」という1つの要素を除いて、両者の間に大きな有意差は認められなかった。自治体で働く里親は、独立型里親養育サービスで養育を行う里親よりも、申し立てがあった後、その結果が出るまでの間、報酬を受け続ける可能性が非常に高かったが、自治体の支払水準は平均して低い。スーパーバイズ・ソーシャルワーカーが提供する支援に差はなかったが、独立型サービスで里親養育を行う人に対しては、より幅広い機関（マネージャーなど）が支援を提供する傾向があり、それらのサービスではFISSが提供される可能性が非常に高かった。

申し立ての結果

フェーズ1の回答では、里親の84%が養育を継続したと報告された。フェーズ2では、この数字は、別の機関に移った人も含めて、面接を受けた里親30人のうち26人（86%）とほぼ同じであった。これは、予備的研究から予測される数よりもはるかに多い数であるが、予備的研究のサンプル数ははるかに

少なく、独立型支援を提供する業者を通じて募集されたため、より深刻な事例が含まれていたと考えられる。

申し立て後の支援

フェーズ1の55%の事例では、里親が申し立てを知った日に支援が提供された。フェーズ1の108件（57%）では、（独立型支援として挙げられているもの以外の）支援は、SSW または家族委託ソーシャルワーカーによってのみ提供された。フェーズ1では、40%の回答者が「里親に独立型支援が提供されていない」と回答している。多くの場合、里親はSSW から支援を受ける一方で、他のより幅広い機関からは見捨てられたと感じていた。

里親への全体的な影響

立証不能として終結した申し立てによって、里親とその家族が受ける主な影響は、精神的、経済的なものであった。フェーズ2の面接では、精神的な苦痛が、その後の健康や人間関係の問題と関連していることが多く、部分的に申し立ての深刻さと関連していることが示唆された。面接を受けた里親の多くは、申し立てそのもののにも動揺していたが、その後の処遇にも同様に動揺していた。

彼らは、申し立てそのもの、行われるプロセス、自分が受ける権利のある支援についての情報が不足していたため、混乱、自信の喪失、失望につながったと感じていた。実子への影響、ならびに里子とその後里子となった子どもたちの双方および里親委託支援機関とのその後の関係への悪影響は、いずれも深刻なものであった。

申し立てが生じた場合、里親に提供される処遇や支援の一貫性と質を向上させるものは何か？

里親による調査プロセスの良好な理解

本研究では、申し立てを経験した里親のほとんどが、調査プロセスとして何を予期すればよいかをほとんど知らなかったことがわかった。ソーシャルワーカーは概ね、申し立ての直後に調査に関する情報を書面や口頭で伝えたと感じているが、多くの里親はそれを覚えていなかった。彼らは、そんな時に手引を見ることを思いつくよう期待されるのは無意味であるし、心配しないように言われても何の役にも立たないと強調した。

誰かが「でも、心配しないで」と何が起こっているのかを教えてください。5週間ここに座っていて、「心配しないで」と。警察に話を聞いてもらっても、「いや、心配しなくていいですよ」。.....心配しないでなんて言わないでください。今にも爆発しそうですから。それは酷いことです。とても人を見下しています。

LA の里親

ほとんどの人がその背後にある理由を理解していたが、里親は特に「自分が告発された内容」を知らされないことに不満を持っていた。ソーシャルワーカーの中には、里親に提供できる情報をマネージャー

や LADO に定期的に確認していると答えた人がごく少数いたが、必要以上に長い間、里親に知らされないままにいる場合もあった。情報の明確性は、「専門用語」によっても損なわれていた。例えば、「戦略会議」³⁰や「要職会議」³¹、さらには「LADO」など、すべてが同じ意味で使われていた。

「申し立て」の明確な定義

「申し立て」に対する理解は普遍的なものではなく、マネージャーはこれが長年の懸念であると述べている。性的虐待や身体的虐待など、明らかに申し立てに該当する問題もあるが、実際には、どこまでが重大な懸念または標準的な養育の問題で、どこからが申し立てなのかが明確でないものも多くある。里子が提起した、または里子のために提起された問題には、申し立てと、懸念または標準的な養育の問題との両方が含まれていることが多いため、これはさらに複雑である。独立型里親委託支援機関には追加の懸念が存在しており、マネージャーは、LA によって、あるいは同じ LA 内でも個人によって、申し立てを定義する際の基準が異なっているとコメントしている。

申し立てに対する自治体の対応の違い

また、独立型里親委託支援機関のマネージャーは、申し立ての対処方法について、LA 間や LA 内で違いがあると感じていた。彼らは、LADO がより容易に利用できるなど、ある LA は他の LA よりも申し立てに対処するための体制が整っていると感じていた。児童ソーシャルワーカーの知識も、LA 間、LA 内でばらつきがあった。独立型里親委託支援機関のマネージャーは、調査は自分たちのコントロール外であり、矛盾や困難がしばしば遅延や里親のさらなる苦痛につながっていると感じていた。独立型里親委託支援機関の SSW は、LA が自分たちの手続きを必ずしも明確にしていなかったと感じていたり、里親が十分に長い間待っていると考え、LA の所要時間に異議を唱えなければならなかったと回答した。

警察の役割

一部の里親は、警察の事情聴取についてほとんど知らされておらず、独立型支援サービスを介して、希望する弁護士を連れてくることができなかった。いくつかの事例では、警察がかなりの遅延の原因になっていると考えられていた。調査を終えると、彼らは里親には「それ以上の行動はしない」という決定を伝えるが、ソーシャルワーカーには伝えないこともあった。これですべてが解決したと考えた里親には、混乱が生じる。里親は、ソーシャルワーカーがこのことを教えてくれなかったこと、そして最終的な決定のために LADO に戻る必要があることを理解していなかったことに怒りを覚えた。

専門家の利用可能性

数日以上欠勤する際には、専門家の役割をカバーする必要がある。いくつかの事例では、特定の専門家が不在であったために遅延が発生した。ある里親からは 6 ヶ月の遅延が報告された。その間、委託は行われなかったが、その里親は申し立てについて知らされていなかったため、その理由がわからなかった。SSW は次のようにコメントしている。

³⁰ 監訳者注。原文では strategy meeting。後述の要職会議と同様の会議だと思われる。

³¹ 監訳者注。原文では position of trust meeting。おそらく信頼できる立場の人物たちが行う会議だと思われる。

当時の〔児童〕ソーシャルワーカーが病気で休んでいたのも、彼女とは話ができません、彼女のマネージャーと話をしました。彼女のマネージャーもその時病気休暇中で、1月の終わりまで戻ってきませんでした...だから、私は当番ワーカー³²に話をするよう頼みました。

当番ワーカーは、私を助けることはできないと言い、私はマネージャーが戻ってきたときにもう一度電話する必要がありました。だから当然、何も言えませんでした。

マネージャーは、委託当局のマネージャーが責任を持って「実際に何を引き継ぐか」を言うべきだったとコメントしている。この遅延は、一部の里親に多大な苦痛を与え、中断期間を延長し、収入が得られなくなった。また、子どもたちが里親と離れている時間が長くなり、継続的な委託に影響を与えることも報告されている。

スーパーバイズ・ソーシャルワーカーの役割についての一貫した理解

申し立て後のSSWの役割についての理解は一貫しておらず、里親はSSWから受けた支援について非常に様々な経験を語っている。ほとんどの事例では、里親と申し立てについて話し合うことはできないが、感情的な支援や手続きについての助言や最新情報は提供できると理解されていた。しかし、里親の中には、SSWとそれ以上の接触を許されなかったという人もいた。里親の中には、SSWとは電話で話しているが、会うことは許されなかったという人もいた。場合によっては、提供された支援に対する里親とSSWの認識が大きく異なることもあった。

広範な機関からの支援

里親はしばしば、SSWからの支援（肯定的）と機関全体からの支援（否定的）を区別していた。里親は、里親養育チームの中で知っている他のスタッフからのコミュニケーションが不足していることについて述べた。チームや機関の誰も彼らに連絡を取ってくれないような孤独感が、自分のことを人がどう見ているのかという不安と恐怖を増大させた。彼らはしばしば、専門家が自分たちを有罪と決めつけているように感じていたが、これが事実だと述べたソーシャルワーカーはいなかった。機関との接触が少ない里親は、何が起きているのかわからないと感じただけでなく、誰かが調査の進捗を確認していることに必ずしも確信を持てずにいた。

里親は知っている人からの支援を求めている

里親は、自分の知っている人から支援を受けることを高く評価していた。中には、別のソーシャルワーカーから支援を受けることに価値を見いだせず、この申し出を断った人もいた。SSWが最近交代した里親にとって、申し立てへの対応はより困難であり、最も支援されていると感じた人は、ソーシャルワーカーが自分のことをよく知っているからだと答えている。中には、SSWが何度も交代したことがあるという人もいたが、それぞれ仕事のやり方が違うので大変だと示唆した人もいた。

³² 監訳者注。原文では duty worker。担当者が休んだ際に対応する担当者のことだと思われる。

より肯定的な支援

多くの里親は、自分が概ね高く評価されていると感じていれば、申し立てによって生じた感情を和らげることができ、周りから自分を有罪と見られていると考える可能性が低くなると述べている。里親の中には、記録や報告方法が不良であったために、さらに状況を悪化させたり、調査をより複雑にしてしまうようなミスをした人もいた。里親の中には、ソーシャルワーカーが自分たちを安心させるのではなく、「自分たちが間違ったことをしたこと」に焦点を当てていると感じた人もいた。ソーシャルワーカーや他の専門家は、その後、彼らを申し立ての観点から見ていると考えられていたようである。里親は、里親としての自信を取り戻す必要があった。

里親向け研修

里親から報告された研修の経験は、英国の教育省や里親委託支援機関が示している立場とはかけ離れていることは明らかである。すべての関係者は、申し立てによる影響のすべてに対応できる研修はないということに同意している。それにもかかわらず、フェーズ1の大規模サンプルのうち、申し立てに特化した研修に参加したと報告された里親は43人（23%）に過ぎず、フェーズ2で面接を受けた里親は、受講した研修では申し立てに十分に対処する準備はできないと感じていた。申し立てに焦点を当てた研修を行うことは、里親の維持に寄与する可能性がある。応募者の意欲を減退させてしまう危険性があることを認識しつつ、申し立てにつながりそうな状況、申し立て後のプロセス、申し立てによって起こりうる影響について、里親がよりよく準備するための質の高い初期研修および定期的な研修が緊急に必要である。

ソーシャルワーカーのための研修と支援

この結果は、特に新しく資格を取得したソーシャルワーカーや、児童保護に携わったことのないソーシャルワーカーにとって、申し立てに関する研修が必要であることを示唆している。この点に関する良い実践としては、すべての新人SSWに方針と手順を読むための確保された時間を与え、その後、スーパーバイズ下でそのフォローアップを行い、SSWが里親と一緒にすべての研修コースに参加することなどが挙げられる。また、経験豊富なソーシャルワーカーの申し立ての経験を追体験する機会も提案された。彼らは、特に複数の警察や複数のLAが関与している場合など、複雑な事例が引き起こす不確実性に対処する準備が常にできているとは感じていなかった。研修を提供する関係者にとっては、手順への理解が深まった。ソーシャルワーカーは、特に非常に動揺している人や怒っている人に対処する際に、自分自身のために感情的な支援を必要とすることがあるが、これは常に利用できるわけではなかった。

申し立てと養育基準の問題の分離

国の最低基準では、申し立ての調査は、劣悪な養育基準をレビューする手続きとは別に扱われるべきであることを明記している。本研究では、改善すべき実践上の問題（多くは記録と報告に関するもの）が浮き彫りにされ、それが養育基準に関する懸念の原因になっていることもあった。しかし、これらの問題は必ずしも申し立てとは切り離されていたわけではなかった。里親は、すべてを申し立ての直接の結果だと認識する傾向があった。申し立ての中には、里親の実践とは関係のないものもあったが、さらなる研修を勧めたり、今後の発生を最小限に抑えるための戦略を話し合ったりするなど、フォローアップ

が必要であった。ソーシャルワーカーはこれを定期的なモニタリングという観点から説明したが、里親は自分の能力を疑問視し、申し立てに対する責任を自分に帰するものと解釈していた。

他の里親からの支援

定期的に支援グループに参加している里親は、自分のことをよく知っている里親グループがあり、そこに支援を求めることができると感じていた。申し立てを他の里親と話し合わなかった里親は、その理由を羞恥心によるものとする場合が多かった。少数の事例であるが、面接を受けた里親は、他の里親が自分を避けたり、批判したりしていると感じていた。里親委託支援機関の中には、立証不能の申し立てを受けたことのある別の里親に連絡を取るよう提案したところもあった。他の里親委託支援機関で働く里親の中には、このような情報があつたなら自分にも役立っただろうと示唆する者もいた。

里親の家庭の実子への支援

申し立ての影響を受けた子どもたちに非常に優れた支援を提供している例もあったが、これは普遍的なものではなく、一部の里親とその家族には大きな苦痛を与えていた。里親は、実子のための支援を、例えば家庭医などに求めることが多かった。ソーシャルワーカーの中には、里親が外部からの実子への援助を歓迎しなかつただろうと指摘する人もいたが、一方で関係した里親は、このような援助が提供されることを望んでいただろうと述べた。

教育省、Association of Directors of Children's Services、オフステッドへの提言

- 里親委託支援機関の内外で一貫性があり、「養育基準」に関わる問題とは明確に区別される、「申し立て」のより明確な定義が必要である。
- 教育省は、2009年に発表されたガイダンスに代わり、「申し立て中の児童保護と里親への支援」に関するガイダンスの改訂版を発行すべきである。これにより、研修や独立型支援を提供する必要性を強調すべきである。
- 特に申し立てに関する里親の研修は、承認後6ヶ月以内に受講することを義務付け、毎年更新されるべきである。(下記参照)。
- オフステッドは、独立型支援や効果的な研修を受けている里親について、「里親養育のための最低基準」がどの程度満たされているかをより詳細に監視すべきである(下記参照)。

里親委託支援機関への提言

- 里親委託支援機関は、警察の役割と、全体的な結果への関連性について、里親に明確な情報を与えるべきである。彼らは警察と協力して、警察の捜査が終了したときに、里親と同時にソーシャルワーカーに対しても報告がなされるようにしなければならない。
- 里親委託支援機関は、里親が承認後6ヶ月以内に質の高い初期研修を完了し、以下に直接対処する定期的な更新が行われるようにしなければならない。

- ▶ 申し立てにつながりそうな状況
- ▶ 申し立てが生じた場合の手続き
- ▶ 申し立てが本人や家族、さらには長期的な展望や幸福に与える影響に対処するための支援

- 研修は双方向的で、申し立ての対象となったことのある里親の経験を盛り込む必要がある。
- 里親委託支援機関は、新たに資格を取得したソーシャルワーカーや、児童保護の仕事に従事したことのないソーシャルワーカーが、申し立てに関するトレーニングを受け、定期的に更新されるようにしなければならない。
- 里親委託支援機関は、申し立て時に里親のSSWが新人である場合、組織内の他のスタッフによる追加支援を提供すべきである。
- 里親委託支援機関は、里親が特定した個々のニーズに応じて、対面支援など、彼らが提供できる内容を明確にし、里親に対して独立型支援サービスを提供すべきである。

ソーシャルワーカーへの提言

- ソーシャルワーカーは、申し立てがなされた直後に手続きについての情報を提供し、プロセスの後半でも、情報を吸収してもらうよう里親の精神状態が良好なときに繰り返し、理解したかどうかを確認し、書面による情報があることを思い出させる必要がある。
- ソーシャルワーカーは、里親が申し立ての性質について必要以上に無知であることがないように、どのような情報を提供できるかを定期的に確認する必要がある。「専門用語」を避け、明確かつ一貫性のある用語を使用する必要がある。彼らと里親養育マネージャーは、調査が行われている間、里親と連絡を取り続けるべきである。
- ソーシャルワーカーのマネージャーは、不必要な遅延を避けるために、重要な専門的役割が長期間利用できない場合には、その役割をカバーしなければならない。
- ソーシャルワーカーは、対面支援を提供する際に、里親とその拡大家族が、調査の過程での不満や無力感を「発散する」機会を与えるべきである。
- ソーシャルワーカーは、里親の家族の子どもたちに必要な支援があれば、それについて里親と話し合う必要がある。

さらなる研究のための提言

今後の研究では、以下を検討する。

- 申し立て後の里親の経験やその後の養育キャリアが、受け取る情報の内容やタイミングによって異なるかどうかを調査する。
- 対面支援を含む、申し立て後の独立型支援サービスを評価する。
- 申し立てに関する里親の研修を評価することで、研修の種類、その効果と取り上げられている内容との関連性、申し立てを経験した里親の参加、申し立てのシナリオの使用、および里親の養育キャリアにおけるタイミングなどを明らかにする。これは、自治体や Trust レベルでの行動調査を通じて行うこともできる。

これらの分野の研究はデリケートで倫理的に困難なものであるが、里親養育サービスにおいて、立証不能の申し立てを減らし、里親やその家族、申し立てを起こした子どもたちが経験する悪影響を最小限に抑えるためには、エビデンス基盤の開発をさらに進める必要がある。

参考文献

- Biehal, N. and Parry, E. (2010). *Maltreatment and Allegations of Maltreatment in Foster Care. A Review of the Evidence*. York, SPRU, University of York.
- Biehal, N., Cusworth, L., Wade, J. and Clarke, S. (2014). *Keeping children safe: Allegations concerning the abuse or neglect of children in care*. London: NSPCC.
- Bray, S. and Minty, B. (2001). *Allegations against foster carers and the implications for local-authority training and support*. *Adoption and Fostering*, 25(1), pp.55-66.
- Carbino, R. (1991). *Child Abuse and Neglect Reports in Foster Care: The Issue for Foster Families of "False" Allegations*. *Children and Youth Services*, 15(2), pp.233-248.
- Clarke, H. (2009). *The Age of Foster Care*. London: The Fostering Network.
- DfE. (2011). *Fostering Services: National Minimum Standards*. London. Retrieved from <https://www.gov.uk/government/publications/fostering-services-national-minimum-standards>
- DfE (2015). *Working together to safeguard children*. London. Retrieved from https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/419595/Working_Together_to_Safeguard_Children.pdf
- Dyson, P. and Sebba, J. (2014). *Pilot Study into the impact of allegations made against foster carers who accessed FISS or FosterTalk services*. Oxford: Rees Centre.
- Farmer, E. (2009). *Making kinship care work*. *Adoption & Fostering*, 33(3), 15-27.
- Farmer, E., Moyes, S., and Lipscombe, J. (2004). *Fostering Adolescents* London: Jessica Kingsley.
- Hicks, C. and Nixon, S. (1991). *Unfounded Allegations of Child Abuse in the United Kingdom*. *Children and Youth Services*, 15(2), pp.249-260.
- McDermid, S., Holmes, L., Kirton, D. and Signoretta, P. (2012). *The demographic characteristics of foster carers in the UK: Motivations, barriers and messages for recruitment and retention*. Loughborough: Children Wellbeing Research Centre.
- Morrisette, P. (1993). *Towards the Prevention of Abuse Allegations in Foster Care: Exploring Interpersonal Dynamics*. *Child and Adolescent Social Work Journal*, 10(6), pp.533-541.
- Nixon, S. (1997). *The Limits of Support in Foster Care*. *British Journal of Social Work*, 27(6), pp.913-930.
- Ofsted (2015). *Fostering in England 2014-15* Retrieved from https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/522126/Fostering_in_England_2014-15.pdf
- Phillips, M. (2004). *Fostering can never feel the same for us: a study of foster families that have been the subjects of an allegation*. London: The Fostering Network.
- Schofield, G., Beek, M., Ward, E., and Biggart, L. (2013). *Professional foster carer and committed parent: role conflict and role enrichment at the interface between work and family in longterm foster care*. *Child & Family Social Work*, 18(1), pp46-56.
- Sebba, J., Luke, N., Plumridge, G. et al., (2016). *Evaluation of the London Fostering Achievement*

Programme. London: GLA

- *Sinclair, I., Gibbs, I., & Wilson, K. (2004). Foster Carers: Why They Stay and Why They Leave, London: Jessica Kingsley Publishers.*
- *Sinclair, I., Wilson, K. and Gibbs, I. (2005). Foster placements: Why they succeed and why they fail. London: Jessica Kingsley Publishers.*
- *Swain, V, (2006). Allegations in Foster Care: A UK study of foster carers' experiences of allegations. London: The Fostering Network.*
- *The Fostering Network Wales. (2003). Fit to Foster. The Fostering Network, Cardiff.*

付録 1：法的養育地位に関する用語集

完全ケア命令	1989 年児童法第 31 条に基づいて行われる命令。裁判所から与えられる命令であり、自治体 (LA) による子どもの保護を許可する。LA は、命令が出された時点で親または親責任を持つ他の人と、親責任 ³³ を共有する。
第 20 条により保護	保護される子どもは、1989 年児童法第 20 条に基づき、親責任を有する人の同意を得て、LA が養護する。この制度は、自治体、若者、その両親の間の協力関係に基づいており、裁判所が子どもや若者に養育を受けることを強制するものではない。
暫定ケア命令	養育手続が発行された後の最初のヒアリングで出される命令。最大で 8 週間有効で、その後は 4 週間ごとに更新する必要がある。これにより、問題をさらに調査し、計画を立てる時間を確保する。
親子委託	親とその実子が支援やアセスメントを受けるために、里親のもとと一緒に里親委託となる場合。法的地位は様々で、親と子の両方が「養護される」場合もあれば、そうでない場合もある。
特別後見命令	特別後見命令とは、1 人以上の個人を子どもの「特別後見人」に任命する命令で、通常は拡大家族であるが、必ずしもそうではない。これは 1989 年児童法に基づいて作られた私法命令である。
その他	これには以下が含まれる。 • 青少年更生保護命令の一環として行われる委託で、刑事犯罪を犯したとして判決を受ける 18 歳未満の若者に裁判所が課すことができる命令。 • 居住命令³⁴に基づいてなされた委託で、1989 年児童法第 8 条に基づいてなされた命令であって、児童が同居すべき者を手配するもの（現在は児童配置命令³⁵に置き換えられている • 聖域を求める若者³⁶
社会的養護	児童が 24 時間以上継続して宿泊施設（第 20 条）を提供されている場合、または本法令に基づく命令（完全ケア命令、暫定ケア命令など）により LA の養育に置かれている場合、児童は LA により養護される。

³³ 監訳者注。原文では parental responsibility。子どもの実親が法律上保有するすべての権利を指す。

³⁴ 監訳者注。原文では Residence Order。離婚後等に子どもがどこに住むかなどを定めた裁判所の命令を指す。

³⁵ 監訳者注。原文では Child Arrangement Order。どこに子どもが住むか、いつ子どもが親と過ごすかなどを決める、裁判所の命令を指す。

³⁶ 監訳者注。原文では Sanctuary Seeking young people。おそらく保護や避難場所を求めている若者を指していると考えられる。

早稲田大学大学院総合研究機構
社会的養育研究所
監訳チーム
担当：高石 啓人（山梨県立大学）
2022（令和 4）年 2 月

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION